

# 地名散歩

## 第29回 身の回り品から動物まで—普通名詞の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

机、押入、皿、鍵穴、碁石。いずれもれっきとした現役の地名である。机は岩手県田野畑村に、押入と皿は岡山県津山市、鍵穴は静岡県富士市、碁石は新潟県村上市にある。世に言う「珍しい地名」には大きく分けて難読地名と、地名らしからぬ普通名詞地名がある。このうち難読地名は、たとえば大嵐(浜松市天竜区)のような読みの難しい難読地名と垢(埼玉県八潮市)のように漢字そのものが珍しい難読地名があるが、今回は普通名詞地名を取り上げてみたい。

先に挙げた地名はどのような由来があるのだろうか。まず岩手県の机は太平洋に面した北山崎のすぐ近くにある。このあたりは陸地が隆起した海岸段丘の地形になっていて、断崖絶壁が長く続いている。なるほど漁船などから見れば机をイメージしたくなる気持ちに

もなるだろう。もちろんそれが本当に由来かどうかは、大昔の命名者に聞いてみないとわからない。アフリカの南端部にテーブルマウンテンという有名な山があるが、あれもテーブルのようになってっぺんが平らになった山を形容して名付けられた素朴な事例だ。

日本の地名は「当て字」が昔から広く行われているので、机という地名を「テーブル的な地形」で読み解けるような簡単なものは少ない。たとえば4つ目の鍵穴という地名は4つの違う表記が混在した地域だ。図を見ていただければ一目瞭然だが、富士市側にかぎあな・桑木穴・鍵穴の3つの表記があって、静岡市清水区(旧由比町)側には香木穴がある。いずれも読みは「かぎあな」だ。

静岡・富士の両市にまたがっているというのが、この複雑な事情を解くまさにカギとな



4通りの表記をもつ「かぎあな」の地名。  
1:25,000地形図「蒲原」平成7年修正



古荒新田から「こあら」に華麗なる変身。  
1:25,000「酒田南部」平成18年更新

る。漢字表記された3つの地名のうち桑木穴は昭和32年(1957)まで庵原郡松野村大字南松野(現富士市南松野)に所属していた。これに対して桑木穴は地区が隣接しているにもかかわらず庵原郡富士川町大字中之郷(現富士市中之郷)。そして3つ目の香木穴も隣接しており、庵原郡由比町大字入山(現静岡市清水区由比入山)に属していた。

証拠があるわけではないが想像してみると、カギアナと呼ばれた地区が江戸期またはそれ以前に何らかの事情で3つの村に別々に所属することとなった。そのため混同を避けるためにそれぞれ別の字が当てられたのである。しかし昭和の大合併では松野村の桑木穴と富士川町の鍵穴が同じ富士川町内(現富士市)となったため、大字違いの両者を総称する意味合いでひらがな表記が行われるようになった。おそらく大筋で間違いないだろう。

ちなみに「カギ」を地名用語的に見ると、①カギの手に曲がったところと、②カケ(欠ける)に関連する崩壊地名のどちらかであると考えられるが、私が当地を訪れて何人かの住民の方にうかがった限りでは真相はわからなかった。

さて、押入も皿もある岡山県津山市であるが、このうち皿は平安から戦国時代に至るまでは佐良と称していたというので、江戸時代から表記されるようになった皿は誰かが当て字したようだ。一方の押入は津山の旧市街から加茂川を東へ数キロ遡ったところで、加茂川の運んだ土砂が作った盆地状の地域である。押出などという地名は扇状地など土砂が押し出して形成された土地に付けられることが多く、こちらの押入も土砂の堆積と関係があるのだろうか。地区内には壁屋という地名

があるのも興味深い。

最後の新潟県村上市の基石は、海岸で基石大の色石が採れることからという。あまりにもわかりやすい由来だが、他のゴイシと発音する地形か何かを説明した古語に字を当てたということはないだろうか。ついでながら、静岡県川根本町の大井川に面したところには地名という地名もある。これは大井川鐵道の駅名にもなっているので知る人ぞ知る存在だ。

動物の地名も意外に多い。もちろん熊本や馬込のように他の要素と組み合わせられたものは無数に存在するが、それを除いた単独のものもかなり分布している。たとえば熊という地名は大字レベルで浜松市天竜区と大分県宇佐市、それに福島県大熊町にある。最後の大熊町の熊は福島第一原子力発電所から数キロの近さで、今も一般人は立ち入ることができないが、町名は昭和29年(1954)に合併した大野村と熊町の両者を合成したものだ。地形的には三者三様だが、浜松市の熊は熊野神社にちなむという説もあるそうだ。

鳥取市の白兎は、これは由来がはっきりしている。まさに因幡の白ウサギの舞台であるが、古代以来というわけではなく昭和28年(1953)に内海という地名を神話にちなんで変更した新しいものだ。新しいといえば山形県酒田市の「こあら」という地名には度肝を抜かれる。オーストラリアに住んでいる有袋類の名前そのものだが、これは古荒新田という江戸時代以来の地名を平成13年(2001)にひらがな化したものである。最近になって宅地化された地域で、かつて廃田を甦らせたことにちなむ「古荒」新田を、かわいい珍獣の名に変えて一発逆転(?)を狙った、ということだろうか。

### 今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

# 土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 691  
2014 August



表紙写真  
「兄ちゃん僕も！」

第29回写真コンクール入選  
袴田 安子 ● 静岡会

地名散歩 今尾 恵介

## 03 第71回定時総会

09 平成25～26年度研究所研究中間報告

13 愛しき我が会、我が地元 Vol.06  
福島会／京都府会

16 第8回つくば国際ウォーキング大会

22 会長レポート

24 追悼

## 25 第29回写真コンクール開催

29 ADR 認定  
土地家屋調査士になろう！

32 会務日誌

34 土地家屋調査士名簿の登録関係

35 ちょうさし俳壇

36 お知らせ  
土地家屋調査士2015年オリジナルカレンダー

37 お知らせ  
日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行等に関する重要なお案内

40 国民年金基金から

42 ネットワーク50  
山口会

42 土地家屋調査士新人研修開催公告  
関東ブロック協議会

43 編集後記

巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局  
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

# 第71回定時総会

平成26年6月17日(火)、18日(水)、東京ドームホテル(東京都文京区)地下1階「天空」において、日本土地家屋調査士会連合会の第71回定時総会が開催されました。総会構成員出席のもと、ご来賓並びに多くのオブザーバーの出席を得て厳粛に開催されました。総会開始前には物故者に対する黙とうを、また恒例となりました『土地家屋調査士倫理綱領』唱和並びに『調査士の歌』の斉唱が行われました。



総会は、岡田潤一郎副会長による開会のことば、続いて林千年会長による挨拶。法務大臣表彰状の授与式が行われ、来賓の方からご挨拶をいただきました。

司会者である総務部の山本幸伸理事の指名により、中部ブロック協議会から、三重会会長の神戸照男会長、東北ブロック協議会から、秋田会会長の赤塚富治会長が指名され議長を務めることになりました。なお、議事の内容は以下のとおりです。



林会長



法務大臣表彰



奥野法務副大臣



三重会 神戸議長、秋田会 赤塚議長

#### 第1号議案

(イ)平成25年度一般会計収入支出決算報告承認の件

(ロ)平成25年度特別会計収入支出決算報告承認の件

#### 第2号議案 日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)審議の件

#### 第3号議案 平成26年度事業計画(案)審議の件

#### 第4号議案

(イ)平成26年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

(ロ)平成26年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

慎重な審議のもと、上記すべての議案について執行部案をもって承認可決されました。なお、第2号議案は、特別会計の中の「特定認証局特別会計」の名称を「電子証明特別会計」に変更、その目的及び支出に関する規定を改めるもの。また、「大規模災害対策基金特別会計」に関する規定を追加し、実態に即した字句修正を行うものとなっております。

## 平成26年度事業方針大綱

土地家屋調査士には、適正な業務を行い不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与するという大義がある。

「境界紛争ゼロ宣言!!」、「土地家屋調査士の日常業務の成果を活用した地図作りへの参画」は、それ自体だけが目的ではなく、土地家屋調査士が土地境界の専門家として社会から認知を得て、その地位を確立し、社会的使命を果たすための戦略であり、一つのツールである。土地家屋調査士倫理規程や調査・測量実施要領の遵守、土地境界に係る民間紛争解決手続や筆界特定制度への参画等、連合会が行う事業のすべてがここに帰結する。正確な情報をできる限り提供し、皆が共有して、「皆で考え、皆で決め、皆で実行する」という姿勢が求められる。

土地家屋調査士制度を推進するに当たり、次世代の成長戦略及び土地家屋調査士会の充実・強化に取り組み、会員の日常業務の向上はもとより適切な公共調達の基盤の拡充を進めるなど、全国の土地家屋調査士会及び土地家屋調査士政治連盟の協力の下に、それらの実現に向けて、次のとおり、平成26年度の事業方針を策定する。

### 1 「境界の専門家」としての社会的認知の獲得

中期的に目指す土地家屋調査士のあるべき姿は、「境界の専門家」として、社会において土地家屋調査士の存在する意義が、官公署を始め国民全体から認知を得るところにある。

全国50の土地家屋調査士会すべてに土地家屋調査士会ADRセンターが設置されたことを契機に、改めて、「境界紛争ゼロ宣言!!」の下に、土地境界紛争の解決へ向けた取組みを強化し、土地境界ADRと筆界特定制度との効果的な連携のための協議内容も含め、連合会における情報発信のみならず、全国の土地家屋調査士会の制度広報も駆使して、内外に対する啓発活動を行う。

### 2 土地家屋調査士の専門的能力の向上と業務領域の拡大

土地家屋調査士の持つ知見と経験を最大限に生かす中で、関連・附随業務を確固たるものとし、不動産に係る基礎資料としての基盤情報の構築を通じた新たな業務領域の拡大や、将来的には、土地境界に関する法律行為の代理権、業務における調査権等の獲得を目指すこととする。

そのためには、業務指導を通じて、土地家屋調査士業務の原理・原則を徹底し、長期的・継続的な取組みとしての後継者の育成環境を作り、国民のニーズに応える必要がある。

また、新たな土地家屋調査士像を見据えた研究を行うために、研究所体制の充実を図るとともに研究成果の実現に努める。

### 3 登記所備付地図作成作業等、地図作りへの貢献

不動産登記法第14条地図作成作業を積極的に推進し、国民の権利を守る制度としての不動産登記制度の一層の増進に貢献するとともに、地籍調査事業への土地家屋調査士の参画強化に取り組む。

また、土地家屋調査士は、地図の最大の利用者であるとともに最大の供給者でもあることから、国土調査法第19条第5項指定を利用して、土地家屋調査士の日常業務の成果を活用した地図作りに参画し、保有する筆界情報を眠らせることなく、国策である地図作りに活かすことは、民間成果の活用及び行政コストの軽減につながり、結果として、国民の利益につながるものとする。

引き続き、東日本大震災被災地の復興計画等が更に具体化・現実化していくことに伴い、登記所備付地図の修正作業、境界復元作業の必要性・重要性が高まることから、一日も早い復興に協力する体制をさらに強化する。

こうした土地家屋調査士の専門性の活用を推進するに

当たり、公共調達の基盤の拡充を図るための発注環境の改善を求める活動と土地家屋調査士事務所の受託体制のあり方を検討し、適切な事務所形態の整理を行う。

#### 4 全国的・統一的な土地家屋調査士会機能の確保

連合会を構成するのは土地家屋調査士会であり、土地家屋調査士会を構成するのは会員である。全国の会員が意識を変え、行動パターンを変えることにより、土地家屋調査士制度をより良い方向へ導くことの制度改善が求められる。

そのためには、会員の力を結集して組織力を強化し、土地家屋調査士会の自律・自治意識の向上に資することが肝要である。

また、会員数の規模に係わらない会務運営(指導・連絡、研修機会均等など)を維持するための施策と適切な情報の共有が必要である。

全国的・統一的な土地家屋調査士会機能を確保する上から、中長期的な財政計画を検討し、土地家屋調査士会が行う事業、研修会等を通して、専門資格者としての会員の意識改革に努める。

## 平成26年度各部等事業計画

### 制度対策本部



岡田副会長

- 1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開(「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信)
- 2 土地家屋調査士制度改革の推進(法改正、業務拡大、受託環境整備等)
- 3 資格者制度の改変に関する情報の確実な捕捉と適切な対処(権限委譲、規制改革、TPP等)
- 4 制度対策戦略会議の有機的活用
- 5 東日本大震災の復興支援と防災体制の強化
- 6 国際化への対応及び学識者との共同研究の強化
- 7 過去の研究所の研究成果の実現化へ向けた諸施策
- 8 その他緊急課題への対応

### 総務部



中塚総務部長

- 1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項
  - (1) 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備(会則、諸規程等の見直し)
  - (2) 土地家屋調査士会の自律機能の検討
  - (3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応(法務省との連携)
  - (4) 大規模災害対策に関する検討
- 2 連合会業務執行体制の整備・充実
- 3 オンライン登記申請への対応
- 4 特定認証局の運営に関する事項(民間認証局への移行の手続)
- 5 情報公開に関する事項
- 6 会館の維持管理に関する事項

## 財 務 部



小保方財務部長

- 1 財政の健全化と管理体制の充実
  - (1) 中長期的な財政計画の検討
  - (2) 予算執行の適正管理
- 2 福利厚生及び共済事業の充実
  - (1) 親睦事業の検討及び実施
  - (2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援
  - (3) 土地家屋調査士国民年金基金への加入の促進
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能確保の検討

## 業 務 部



児玉業務部長

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡
  - (1) 「調査・測量実施要領」に関する事項
  - (2) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項
- 2 筆界特定制度に関する事項
  - (1) 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携
  - (2) 筆界特定制度に関する研修の実施
  - (3) 研修要領(モデル)の作成
  - (4) 筆界特定に関する情報のとりまとめ
- 3 登記測量に関する事項
  - (1) 登記基準点についての指導・連絡

- (2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターの連携
- (3) 会員技術向上参考資料の作成
- 4 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂
  - (1) 執務規程及び調査・測量実務要領の作成作業
- 5 不動産登記規則第93条調査報告書の改定作業

## 研 修 部



戸倉研修部長

- 1 研修の企画・運営・管理・実施
  - (1) 専門職能継続学習の運用
  - (2) 新人研修の実施・検討
  - (3) eラーニングの拡充・整備と運用
- 2 研修体系充実のための企画と推進
  - (1) 研修ライブラリの運用・更新
  - (2) 研修用教材の運用・更新
- 3 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進
- 4 ADR認定土地家屋調査士研修の検討と啓発

## 広 報 部



佐藤広報部長

- 1 広報に関する事項
  - (1) 制度広報に関する事項
    - ①土地家屋調査士の日に関する啓発活動
    - ②制度広報ツールの企画及び作成並びに発信

- ③表示登記無料相談会等の実施
- ④土地家屋調査士白書の活用
- (2) 社会広報に関する事項
  - ①人材育成に関して教育機関等との連携
  - ②寄附講座・出前授業・講演会・インターンシップ制度の推進及び支援
  - ③防災に関する活動の推進及び連携
  - ④行政に対する広報活動の強化
- (3) 各土地家屋調査士会広報部との連携
- 2 会報の編集及び発行に関する事項
  - (1) 土地家屋調査士業務の充実に関する情報発信
  - (2) 社会・経済情勢の変革が土地家屋調査士の制度と業務に及ぼす影響についての情報発信
  - (3) 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介
- 3 情報の収集に関する事項
  - (1) 土地家屋調査士制度に関する情報収集
  - (2) 国際的な視野での土地家屋調査士業務環境に関する情報収集
  - (3) 市場リサーチの分析と発信
  - (4) 災害復興に関する情報収集
- 4 東日本大震災への対応

## 社会事業部



海野社会事業部長

- 1 公共嘱託登記の環境整備に関する事項
  - (1) 嘱託登記業務発注の情報収集
  - (2) 土地家屋調査士業務の啓発
- 2 地図の作成及び整備等に関する事項
- 3 土地家屋調査士関連業務の拡大
- 4 土地家屋調査士会ADRセンターの支援と将来構想に関する事項
- 5 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項
- 6 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

## 研究所



小野研究所長

- 1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究
  - (1) 土地の筆界に関する鑑定理論・土地境界管理に関する研究
  - (2) 最新の計測機器を利用した土地家屋調査士業務の研究
  - (3) 筆界の判断基準と民法上の判断の整合の研究
  - (4) 東日本大震災の次世代への継承に関する研究
- 2 世界の地籍制度に関する研究
  - (1) 諸外国の地籍制度等の実態に関する研究
  - (2) 地籍管理に関する国際標準化についての研究
  - (3) 自然災害等における非政府組織の国際協力のネットワークの確立
- 3 地籍に関する学術的・学際的研究及び地籍問題研究会との連携強化
- 4 会長から負託された事項の研究
- 5 前年度研究成果の利活用について

## 土地家屋調査士特別研修運営委員会



戸倉特別研修運営委員長

- 1 第9回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施
- 2 第10回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理・実施

最後に、事前質問・要望に基づく協議内容を紹介いたします。

まずは、監事団から詳細な平成25年度監査報告がなされました。

## 1. 会計監査について 【意見】

予算は、役員改選により事業執行の開始が遅れたにも拘わらず、おおむね80%の執行率となり、役員が努力がうかがわれた。

## 2. 業務監査について 【意見】

- ①初めて土地家屋調査士白書が発刊されたことについて、内外から一定の評価を得ており、今後、一段と充実した土地家屋調査士白書が発刊されることを期待する。土地家屋調査士会の財政状況に応じた事業助成については、迅速に具体案が示されたので、今後の効果に期待するとともに、広報活動については、「境界紛争ゼロ宣言!!」を旗印に積極的な取り組みが感じられた。
- ②土地家屋調査士の資格を有する役員が複数名常勤する仕組みについて、早急な検討を要望する。
- ③早急に、受験者増員対策が講じられることを要望する。(将来、依頼者への優良な土地家屋調査士業務の提供が不安視されるため)
- ④土地家屋調査士会ADRセンターと筆界特定制度の密接な連携は、境界紛争解決を願う利用者に大きな利益をもたらすことになる。両者の連携について、連合会と関係機関との踏み込んだ協議を期待する。
- ⑤連合会や土地家屋調査士会は、会員の業務の改善進歩、能力の向上を図る使命を担っており、新人研修と特別研修の義務化や、研修予算の特別会計化による研修制度の充実に取り組むべきであるとする。
- ⑥連合会には、土地家屋調査士制度の未来に目を向けた活動が期待される。皆が培ってきた専門能力を十二分に発揮できる土地家屋調査士法第3条であるように、その改正に取り組み、更に、活動のステージを広げるため、連合会が強いリーダーシップを発揮し、その実現に向けて邁進されることを強く要望する。

会場からの事前質問、要望から、

- ①使用人土地家屋調査士の法的な位置付けとその主要な論点整理をされたい。
- ②土地家屋調査士会の自律と自治意識の向



椎名監事

上に努めることが肝要である。

- ③国が所有する土地・建物の表示登記の推進に向け『未登記建物ゼロ宣言』のスローガンのもと積極的な活動をされたい。
- ④不在地主の問題、相続登記の放置される案件問題は引き続きの取り組みをされたい。
- ⑤境界立会い行為の明文化(権利規定化または義務規定化)をぜひ進めていただきたい。
- ⑥不動産競売実行時、建築確認時に境界確定測量を実施するような制度改正を検討されたい。
- ⑦ADR認定土地家屋調査士の学習内容に建築基準法や都市計画法などの公法上の制限に関する法規を追加し、これら紛争に対応できるような改正を検討されたい。
- ⑧ADR認定土地家屋調査士を増やすには認定土地家屋調査士の業務を増やすこと、今後の業務増加に対しての方針や具体的方策を検討されたい。
- ⑨法務局からの調査委嘱に対して、事前に法務局との意見交換を行う場を設ける等の仕組みの検討を検討されたい。
- ⑩子供たちに対して、土地家屋調査士のことを積極的に知ってもらおう努力(社会の仕組み(土地制度と登記)の紹介、職業のこと、数学を利用していることなどを内容として、小中学校の社会人講師の授業モデルに仕上げ)、そのビデオの提供をお願いしたい。
- ⑪連合会が一番情報が入るところ。情報を入手し、分析し、判断して、全国の土地家屋調査士のために指針を示されたい。
- ⑫新人研修の本来の姿に立ち戻り、連合会が直接実施するものというスタイルに変更する検討をされたい。またそれには、特別研修との位置づけも含めてもいいのではないか。過去何度か検討された中央研修所などの構想も再度検討してもいいのではないか。

最後は、加賀谷朋彦副会長の閉会のことばをもって本総会は無事に閉会となりました。

総会終了後、四国ブロック協議会からは第29回日調連親睦ゴルフ大会・親睦釣り大会開催の案内が行われ、菅原唯夫副会長からは11月14日(金)東京・よみうりホールで行う予定の、2014日調連公開シンポジウム『境界紛争が起きない社会』の案内が行われました。また、総会に先立って福井会から、福井会戸田昌浩会長が51才の若さで急逝された報告がありました。葬儀告別式でご子息様が、これから自分は土地家屋調査士としてがんばる旨の挨拶をされたとのことでした。合掌。

広報員 羽鳥光明(東京会)

# 平成25～26年度 研究所研究中間報告

## 「筆界判断の整合性」についての研究 (中間報告)

研究員 寶金 敏明(執筆担当)  
研究員 山口 眞平  
研究員 岸田 庄司

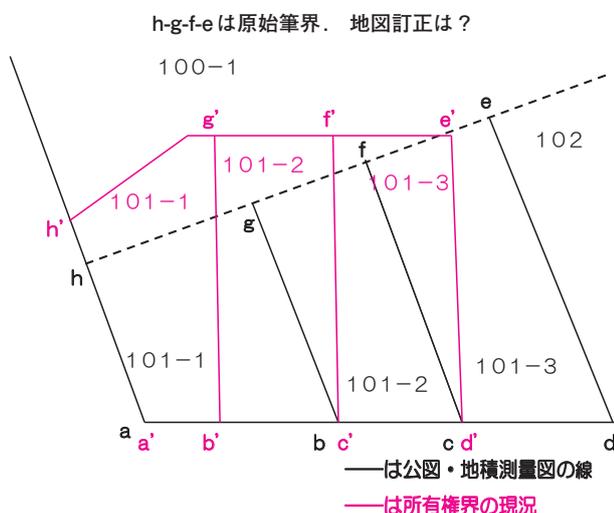
### 1. 研究テーマの設定理由

筆界判断作業は、土地家屋調査士(以下、調査士という)業務の中核をなす作業であるが、調査士の中には、筆界特定の事務と法14条地図(不動産登記法14条1項地図)作製事務とは、筆界判断の手法も結果も異なるように思われ、あたかも「股裂き状態」を感じてしまうという調査士も少なくないようである。

その典型例(以下、「設例1」という)を記すと、以下のとおりである。

これは「赤線・青線事例」と呼び慣わしている講壇事例である。

この地区の公図(土地台帳附属地図)は、明治初年に作成されており、当時は一面の畑地であったが、現在は住宅が密集している。



※広報部注  
誌面の都合により、赤線は黒色で表記しています。

当初は図左斜めに道路(a-hの方向)が一本あったにとどまるが、昭和の初めに図下方に道路(a-dの方向)が敷設されている。公図及び地積測量図(机上分筆か否かは不明)の線は赤い線である。赤の点線は原始筆界であり、図左斜めの旧道とは直角に交わる直線で記されている。

これに対し、青線は、所有権界の現況である。赤線と青線とが齟齬する理由は不明であるが、昭和の初めに下方道路が敷設されたのを契機に現地が作り変えられたと推定できるが確証はない。青線と赤線とでは地積に変動はなく、また現地における「境界」は青線で長年安定しており、100-1番の所有者も含め、「境界は青線である」との認識で一致している。青線と赤線の不一致の経緯を知る者は誰もおらず、資料もない。

この設例において、筆界特定の担当者は、赤線で筆界を特定すべきといい、14条地図作製の担当者は(地図修正の手順を考慮することなく)青線で作図すべきと主張している。

どう考えたら良いのか。

この設例には、①地図訂正が認められるか、②集団和解の論法を用いられないか、③仮に青線で国土調査法に基づく地籍図が作製され、そこでは青線で表示されていたとしたならば、それでもなお筆界特定は赤線でなされるべきなのか、④法14条地図が青線で作製された後、例えば100-1の新所有者が筆界特定を求めてきた場合、どうなるのか、⑤地図訂正の申出が却下された後に、青線で集団和解あるいは地籍図作製あるいは法14条地図作製ができるのか、⑥仮に101-1の赤線の土地と青線の土地に若干の地積の齟齬があるため、地図訂正のないままに青線の現況地積どおりに地積更正が申請され受理されていた場合はどうか、⑦101-1につき、上記⑥に加えてその後青線(現地)を分割して2筆とし、地図訂正のないままに分筆登記が受理されている場合はどうか等々、さまざまなバリエーションを想定できる。

この問題については、研究員(寶金)が全国での勉強会等で問題提起し、会員の意見を募ったが、意見の帰一するところはない。むしろ百家争鳴の状況に

あるといえるほど混乱している。その原因は、①所有権界と筆界の相互関係についての基本認識、②表示登記制度・筆界特定制度における筆界の位置づけ、③地図情報としての筆界情報の存在理由についての考え方、④筆界情報が取引安全にどのようなかたちで奉仕すべきなのか、さらには⑤誰のための筆界なのか(所有権界の他に筆界が観念される理由と国民の利便)等々に係る基本認識の相違が複雑に絡み合っていることに起因しているように思われる。

このように筆界判定について不統一な状況にあるのは決して好ましいものでなく、連合会としての一定の指針を示す必要があるのではないか。それが、当部会の問題意識である。

## 2. 相反する側面をもつ二様の「筆界」認識が存在することの問題点

### (1) 筆界調査の理念型

登記情報としての筆界(以下、仮に「登記筆界」という。)と、地籍図情報としての筆界(以下、仮に「地籍図筆界」という。)は、いずれもが地番境についての情報であることから、両者の間に差があって良いはずはない。筆界判断に際して必要な調査を、いわば理念型として整理すると、以下のとおりであろう。

#### (ア) 登記図簿等の調査

筆界を判定するための第一級の資料は、原始筆界その他の筆界が形成されたそれぞれの時点において、その成果を記した資料であるところの、登記所備付の登記簿・登記記録、地図・公図、登記簿附属書類・登記記録添付情報等(登記図簿)である。それによって、調査対象の筆界が、明治初年の原始筆界なのか、その後の一時点で分筆された筆界(いわゆる創設界)なのか、後発的原始筆界なのかを知らなければならない。

これらの登記図簿等は、筆界創設が明治初期のものであるならば、精度が著しく劣ることもあろうし、最近のものであっても、地図や公図、地積測量図等の精度は、作成時期や地域などによって看過し得ない重大な差異がある。したがって、筆界を正しく認定するためには、これらの登記図簿等についての鑑定的な知識が極めて重要となる。

#### (イ) その他の文献・図面等の調査

上記(ア)の登記図簿等に加え、これらを補完するための文献的資料として、官公署や土地家屋調査士、土地所有者等が保管する文献、図面、空中写真等がある。

#### (ウ) 現地における裏付け・補充資料の調査

上記(ア)及び(イ)の資料に基づく推認を現地において裏付けし、補充する資料として、境界標識、地形地物、証言等が存在する。

#### (エ) 行政界・街区の外枠たる各種境界・近隣の所有権界等との整合性の検討

法14条地図作成や国土調査の一環としての地籍調査に当たっての筆界調査など、広範囲の筆界を同時に判定する場合においては、一筆地ごとの上記(ア)ないし(ウ)の調査に先立って、①行政界、②街区の外枠たる公物管理界・所有権界等、③街区内側の占有界・所有権界等との整合性を調査する。

境界紛争を契機とする筆界調査の場合、どうしても当該係争地についてのみの上記(ア)ないし(ウ)の調査をもって必要十分であると判断してしまう傾向がある。しかしながら、そのようないわばミクロ的な筆界調査であっても、街区内の他の筆界・所有権界についての整合性が懸念される事案においては、適宜、上記(エ)の調査を行う必要があろう。

ところが、以下に述べるとおり、筆界が現地のどの位置にあるのかを判定するためには、どのような要素を考慮すればよいのかについては、地籍調査及び筆界特定に関し、若干の規定が置かれているが、法令・通達の想定する筆界の判断手法それ自体に、看過し得ない開差がある。

### (2) 地籍図筆界についての筆界調査…地籍調査に関する法令

国土調査法に基づく地籍調査(同法2条5項)においては、一筆地ごとに、その所有者、地番、地目、地積とともに、筆界の実地調査も行う。この一筆地調査においては、「筆界は、慣習、筆界に関する文書等を参考とし、かつ、土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人の確認を得て調査するもの」と規定されている(地籍調査作業規程準則30条1項)。また、土地所有者等の立会が得られなくとも、そのことについて相当の理由があり、かつ、

筆界を確認するに足りる客観的な資料が存在する場合においては、当該資料により作成された筆界案を用いて確認を求めることができる(同条2項)が、それ以外の場合は、筆界は未定として取り扱うこととされている(同条3項)。

要するに、地籍調査の際の筆界判定において考慮すべき要素は、①「慣習」の調査、②「筆界に関する文書等」の調査、③所有者その他の利害関係人による確認(同意)とされている。

上記の規定は、筆界判定の手順を定めるものとしては、いささか漠然としすぎると言わざるを得ない。のみならず、後記(3)の筆界特定についての規定のような、地形地物に関する調査が欠落しているのは不合理であろう。しかしながら、上記の準則は、あくまで筆界判定に当たって考慮すべき要素を例示したに過ぎないと解されるのであって、上記①ないし③のみをもって筆界を判定すべきという趣旨であると解することはできない。

### (3) 筆界特定手続に関する法令

#### (ア) 法の定める判定手法

不動産登記法143条は、筆界特定に当たり考慮すべき要素について規定している。そこでは、登記所に保管されている登記図簿等すなわち①登記記録、②地図又は地図に準ずる図面、③登記簿の附属書類の内容を調査する他、地形地物すなわち対象土地・関係土地の④地形、⑤地目、⑥面積、⑦形状、⑧工作物、⑨囲障、⑩境界標、⑪その他の状況、⑫上記⑧ないし⑪の設置の経緯、⑬その他の事情を総合的に考慮すべきものとしている。

#### (イ) 判定手法の理念型との対比

上記不動産登記法143条の定める手法は、前記(1)の筆界判定の手法についての理念型にかなり近いといえる。筆界判定についての第一次的資料たる登記図簿等(①ないし③)をベースとして、現地の地形地物との対比を行うという構造だからである。

しかし、理念型のうち、登記図簿等以外の文献的資料について言及していないのは不可解である。特に、国有・公有道路の道路や水路等に接する土地、あるいは行政界を兼ねる筆界については、関係省庁に照会して、境界確定協議書や官民境界査

定図その他の公文書の存否を確認することは必須であろう。また、実務上、官公署や民間が保有する古い空中写真や測量写真・記録写真等さらには古い絵図面等が決定的な決め手となることも多い。

さらに、現地の調査に当たっては、前記(2)の地籍調査に係る準則が掲げる「慣習」の調査も欠いてはならないはずである。

#### (ウ) 法143条の趣旨及び射程距離

不動産登記法143条は、前記(2)の地籍調査に係る規定と同様、前記(1)に定める諸要素のみを考慮すれば足りるとの趣旨ではなく、筆界を調査・探索するに際しての主要要素を例示したものにすぎないと解される。実際の調査・探索に当たっては、第一に、登記図簿等、筆界形成時に引かれた筆界線を直接推認させる図面や公簿、第二に、これらを補強する文献的資料、第三に、筆界を推認する手がかりとなる占有状況を把握するための境界標識、地形地物その他現地の状況(現地踏査及び現地測量の成果)、第四に、占有界や境界標識等と真の筆界との関係を探るため等の証言や旧来の慣習に分けることができる。このほか、第五として、関係当事者の筆界位置に関する認識を知るための立会調査も、実務上極めて重要である。

その意味において不動産登記法143条は、いわば当然のことを確認的に規定したものにすぎないと言える。

それゆえ、不動産登記法143条の規定は、直接的には筆界特定に関する規定であるが、そこに掲げられている筆界判定の諸要素は、筆界特定のみならず、分筆・地積更正・地図訂正等の前提作業としての登記官による筆界認定、地籍調査の際の一筆地調査、筆界確定訴訟、土地家屋調査士その他による筆界の調査・探索作業全般において、十分に考慮されなければならない。

ところが、「登記筆界」と「地籍図筆界」の判定実務においては、理念型とはやや異なった実態を有しているようであり、重要かつ深刻なことは、登記筆界の発想と地籍図筆界の発想とがぶつかり合う場面で筆界実務に混乱を与え、一般国民をトラブルに巻き込んでいる事例が多々あるということではないかということである。

### 3. 筆界判断の整合性が問題となる事案の典型的考察(現在のところ、類型を収集・分析している段階であって、体系化するに至っていない)

- 設例1. 赤線青線ケース(冒頭の設例)
- 設例2. 一定の精度のある公図にS字状に描かれている道路・畦を現状に合わせ、直線化するケース(現状は、付替えなのか否か、確証はない)
- 設例3. 車庫用地の譲渡(合意による境界変更・未処理のケースではないかと疑われるが確証はない)により、公図上直線の筆界を現地に合わせてクランク型に地図訂正し、あるいは地籍図作製するケース(地図修正の手順を踏んでいない)
- 設例4. 公図上の形状とは明らかに異なる位置を筆界と認識して合意で境界標を設置し、それが50年以上の長期に及ぶケースにつき、一方土地を強制執行で取得した第三者が異議を唱えたケース(境界標設置の経緯は不明)
- 設例5. 分筆錯誤の地図訂正をすることなく推移し、地籍図・法14条地図作製時に真の所有権界に合わせた表記に改めるケース(地図修正の手順を踏まず、抵当権者の同意もない)
- 設例6. 公図上も古い民家ものこぎり状に存在する街道沿いの家並みを、家屋の新築に合わせ、順次、地図修正の手順を経ることなく直線

化しているケース(これまで地図訂正が認められたのに、自分だけ地図修正によらなければならないのか)

- 設例7. 原始筆界を無視した街区線が引かれようとしているケース
- 設例8. 土地改良地区等と公図地区の相隣接部分の不接合
- 設例9. 道路内に私有地の一部がかかる場合、道路地内に私有地がなかったものとして当該私有地の減歩更正を行い、道路内は無記載で処理するケース  
(道路内私有地は地籍図上表記しないという扱いとのバランス)

### 4. 今後の展望

土地区画の明確化は国土交通省・法務省双方にとって重要な課題であることから、今後は、いっそう連携を密にして筆界明確化作業を推進すべきものと思われる。その意味において「民活と各省連携による地籍整備の推進」(平成15年6月内閣都市再生本部)を発端とする平成地籍整備はこの問題を解決する絶好の機会として捉えなければならない。

当部会としては、冒頭に掲げた設例1など、筆界判断の整合性を保つ必要性が痛感される事例を典型的に考察することにより、問題解決の糸口を探っていくこととしている。

愛しき

# 我が会、我が地元

Vol. 06

## 福島会 『もう一度、只見線』

福島県土地家屋調査士会 会津支部 五十嵐 一夫

私は福島県で一番西に位置した土地家屋調査士事務所を開業しています。会津坂下(ばんげ)町というところで、隣の県は新潟県です。地方の中心は会津若松市で、去年は「八重の桜」で賑わいました。会津若松市は全国に知名度がありますが、会津坂下町は知名度も低く、「ばんげ」と呼ばれず、「さかした」と呼ばれる難読の町名です。

町の名産を3つ。米、かつては魚沼産コシヒカリの不足を補ったほどで美味しい米の産地です。馬刺しが町のどこの肉屋さんにもあり、馬で町おこしをしています。日本酒が美味しく、3軒の造り酒屋があり、それぞれ名品を作り上げています。知名度は「飛露喜」(ひろき)が全国的に有名です。

そんな田舎町で開業して30数年、過疎化が進行し、会津の会員も60名はいたのが今は35名と、高齢化等で廃業が相次ぎ、気が付けば私が県内最西端の土地家屋調査士となってしまいました。

職業とは関係ありませんが危機的な「JR只見線」を紹介します。

会津若松から西に鉄道が走っており、我が坂下町、只見を経由して、小出に至るのが只見線です。屈指の赤字路線ですが高校生やお年寄りには欠かせない

「足」でもあります。この只見線は日本の電力を賄うべく、ダム工事のために活躍しました。ダム工事を終わると旅客路線として、昭和46年に只見・大白川間の開通で全線がつながりました。全通40周年記念列車が走った直後の、平成23年7月新潟・福島豪雨で会津川口・只見間の3本の橋梁が流失し不通のまま廃線の危機にあります。

只見線といえば、鉄道ファンには知名度抜群の路線です。只見川にかかる多くの橋梁と、ダム湖に映える四季折々の景観の中、SLが颯爽と走るのこたえられません。SLが走行するときは全国からファンが殺到し、道路は混雑し、混雑は列車とともに移動します。私も腕は悪いが鉄道ファンでシャッターを切りによく出かけます。男子供2人(今は成人)、妻と1日中追いかけて、お目当ての場所に向かいます。遠方(東京・関東周辺が多い、関西もいます)の方と話すとき「いい所に住んでいますね」と言われたりします。私も心の中で頷きます。住んでいる人には日常的なので気が付きませんが、やはり「いい所」なんです。

しかし、日本有数の豪雪地帯で、過疎を通り越し、集落や自治体が消滅の危機にあるのが現状です。只



(SL) この鉄橋は流失、最後に渡ったSL



(ジゼルカー) 東日本随一のビューポイント

見線が再開通し、SLを中心に観光路線として賑わって欲しいものです。

只見線の復旧には85億円かかるとのこと。地域も県もJR東日本に掛け合っていますが、巨額であり一向に進展しません。国の補助をお願いしていますが、JR東日本は黒字なので国では補助できないとのこと。でも何とかしたく、会津地区の市町村は厳しい財政の中から基金を積み立て、国・JR東日本に働きかけています。

三島町の道の駅「尾瀬街道みしま宿」の近くの山から見下ろす絶景の場所には、三島町が橋をつくり、山への道・階段も整備をしたので行きやすくなりました。ここは通称「東日本随一」の鉄道の風景の場所と

称しています。自治体もいろんな努力をしています。

是非とも全国の皆様、一度只見線の乗車に、SLやトロッコ列車の撮影にいらしてください。広々とした沃野の会津盆地をぐるりとひた走り、私の町「坂下駅」を過ぎ山間部に入ると、只見川と只見線が一つになり、川に沿って、川を跨ぎ、山をくぐり、山紫水明の只見線の魅力に巡り合えること必見です。只見町にはこの度「只見ユネスコエコパーク」としてユネスコから登録を受けました。自然とのスローな旅もいいものです。

最後に、福島県では県庁で「只見線応援団」会員募集中です。全国の土地家屋調査士のみなさん、只見線の再開通にご支援ください。よろしく願います。

## 『「ぼうさいマップ作り」への取り組み』

京都土地家屋調査士会広報部長 齋藤 大輔

京都といえば、誰もがよく知る観光地であり、私達が観光地についてなにかを紹介するよりガイドマップを見た方がはるかに詳しく載っております。そこで今回は、京都土地家屋調査士会(以下「京都」という)しかやっていない特色のある取り組みを紹介したいと思います。

京都では東日本大震災以後、防災に関して積極的に土地家屋調査士として何かできるのではないかと活動してきております。その一つが広報部を主体として取り組んでいる、NHKの「ぼうさいマップを作ろう」に参加していることです。「ぼうさいマップを作ろう」とは、非常に熱心に防災への取り組みをされているNHKが、ホームページで行っているオリジナル防災マップ作りのことです。防災マップ作りの主体が行政ではなく、防災に関心がある地元の団体(学校や防災組織など)が町を歩き、そこで発見したことをもとに防災マップを作成しているのが特長です。

なぜ京都が参加したかという点、もちろん会の方向性として防災に関心があることが挙げられますが、私達が参加をし始めた昨年末は、関西から西の地域で参加している団体がほとんどいなかったこと、防災マップを作ることで社会貢献ができること、

フィールドワークも多い土地家屋調査士なら、業務の中で防災に関する事に触れる機会も多く、会に報告してもらえればより早く防災マップを作成していくことができると考えたからです。また、マップに不動産登記法第14条地図作成地域など書き込むことによって災害復旧に強い地域であることを示すことができるのではないのでしょうか。

さて、京都では2月からほぼ一か月に1回ですが、京都の事務局周辺から散策をして防災マップを作っております。最初のころは、さて何を防災マップに載せようかと思ながら歩いていました。町には消火器があるからそれを載せよう、またAEDも載せましょうと住宅地図に書き込んでいくと、これでもかっ！と言うぐらい消火器があることに気がつきました。普段町を歩いていても気がつきませんが、防災というフィルターを通して町を見ると、違った町の姿が見えます。そして防災バケツに至っては、8割ぐらいの家においてあることにびっくりしました。そのため消火器や防災バケツをマップに載せるとマップが見にくくなるため、載せることを断念しました。そこで広報部で、もし災害が起きたら何が必要かということをお話した結果、AED、公衆

トイレ、公衆電話、病院、災害用自動販売機、防災倉庫、備蓄倉庫、避難所、災害時受け入れ場所などがマップにあったら便利ではないかとなり、それを探して町を歩いて防災マップ作りを行っています。町を歩けば、こんなところにAEDがある、いつも通っている道なのに公衆電話があった！こんなところに病院があるなど驚きの連続です。いかに自分の町を知らないか、また災害に対して日ごろから意識していないかよく分かります。ある日の散策で京都府の施設「ハートピア京都」の館長さんに飛び込みで話を聞きに行ったところ、表からは全く分からないけど、災害時の受け入れ施設に指定されていることが分かりました。ただ備蓄品がなくこれからの課題であると館長さんがおっしゃっていたのが印象的でした。また歩いて分かったおもしろい場所として「安心救急ステーション」なるステッカーを貼ってあるお店がありました。インターネットで調べたところ、近くで救急事案が発生した際に119番通報や応急手当を行える場所のことでした。まだ見つけてはいませんが広報部員が入手した情報で、「キタクちゃんステッカー」というのがあります。帰宅困難者支援

協定を結んだコンビニなどにあるそうですが、これから見つけるのが楽しみです。そのことをマップ作成活動としてぼうさいマップのホームページに書くと、NHKの担当者から是非とも見つけて報告お願いしますとメールがきました。

実はインターネットでAEDや公衆電話の場所を調べてみると、京都市の消防局やNTTのホームページでまとめてありましたが、これも一部であり、実際に歩いたものと違いました。なによりAEDや公衆電話の場所しか載っていません。つまり災害になったときに必要なものをまとめた情報がないのです。そういう意味ではぼうさいマップ作りは、バラバラの情報を一つに統合していることに大変意義があることとなります。

災害はいつ来るか分かりません。しかしこの活動をすることによって町を知り、災害発生を常に意識することができるようになりました。まだまだマップ作りの範囲が小さく、社会貢献しているとはいえませんが、徐々にその範囲を大きくしていきたいと思っています。他会の方もぼうさいマップ作りに参加してみませんか？



災害時受け入れ施設のハートピア京都



散策風景



連なる防災バケツ



送水口



救急ステーション



救急ネット

# 第8回つくば国際 ウォーキング大会

一般社団法人 日本ウォーキング協会専務理事・茨城県ウォーキング協会会長  
公益財団法人 日本測量調査技術協会参与

堀野 正勝

## はじめに

つくば国際ウォーキング大会は、全国ウォーカー並びに茨城県民につくばの魅力を知っていただくとともに、多くのつくば市民には、メタボ予防改善に有用なウォーキングに親しんでいただくことを目的とし、本年度で第8回目の開催を迎えました。

本大会は、国が目指す「健康日本21」政策(スマートライフプロジェクト)に沿って、『健康寿命を延ばそう』を合言葉に、継続的に健康促進を目的にウォーキングが益々盛んに行われるよう、本大会を機会に、「毎日+1,000歩」を目標にして、心と体の健康を目指して歩こうと全国に参加を呼び掛けたものです。

本大会ではサイエンスと自然が共生する田園・研究学園都市つくばの文化、環境、自然などにふれるコースを設定しました。全国並びに県内各地から2日間、延べ2,000名を越すご参加を頂き、参



加者の皆さまには、つくばの新緑と科学の風を感じて、楽しく歩いていただけたものと思っています。

本大会の開催にあっては、日本土地家屋調査士会連合会、茨城土地家屋調査士会、(一社)日本ウォーキング協会(JWA)、茨城県ウォーキング協会(IWA)、つくば市等の他、地図のゼンリン、地元筑波銀行など多くの関連団体の協力を得て開催されたものです。

なお、初回大会より引き続き、多大なるご支援とご協力を頂きました日本土地家屋調査士会連合会並びに地元茨城土地家屋調査士会(茨城会)様に対し、この場をお借りして御礼を申し上げますとともに、本大会の模様を寄稿させていただき、ご支援、ご協力への御礼とさせていただきます。

## 第8回つくば国際ウォーキング大会の概要

今大会は、5月30日(金)のせっかくウォーク(遠来のウォーカー



へのおもてなしとして、美しい日本の歩きたくなるみち500選コース北茨城市及び常陸太田市を団体でウォーク)と5月31(土)、6月1日(日)の本番大会とも、雨は降らなかったものの、梅雨入り直前で大変暑い日となり、参加者にとってはかなりきついウォーキング大会であったと思います。

茨城県つくば市において、つくば市施行20周年を記念してスタートした本大会も、関係諸団体・機関の協力を得て年々その魅力が理解され、第8回を迎える今回は「JWA創立50周年記念大会」という冠も加わり、昨年に引き続き、本格的なツーデーマーチ(全国規模の2日間の大会)として開催され、延べ2,000人余(2,039人)という大勢の参加者で賑わいました。

今年は、本大会初日の5月31日(土)は、筑波山神社と名峰筑波山の山麓を巡り、つくば中央公園(大会メイン会場)へ戻るコースなど7 km、10 km、20 km、30 kmの4コースで開催されました。



2日目の6月1日(日)は、つくば研究学園地区を中心に5コースが設置されました。この日は、「測量の日」記念ウオーキング大会/全日本歩測大会(名人・達人戦)と同時開催とし、特に10 km、15 km、25 kmの3コースは国土地理院を必ず通過し、歩測大会等の「測量の日」関連イベントに参加するコース設定としました。さらに、5 kmコースを学園緑陰歩道に、また国土地理院をスタート・ゴールとするIコース(4 km)を「地図読み教室」とし、国土地理院OBと楽しく地図に親しむウオーキングとしました。2日間にわたる参加者は、幼児や小学生から80歳代のお年寄りまでと幅広いものでした。もちろん主役は、元気な中高年の方々であったことは言うまでもありませんが、山ガールに負けじと若い女性ウオーカーが目立ったのも近年の特徴かと思えます。

### 「オールジャパンウオーキングカップ／関東甲信越マーチングリーグ加盟大会」へと全国規模大会へ飛躍！

大会趣旨には、「筑波山の山ふところに抱かれ、研究学園都市つくばの歴史、文化、豊かな自然を感じるとともに仲間との交流、出会いを楽しみ、体力づくり、健康



づくりを図る歩く祭典として「オールジャパンウオーキングカップ大会(AJWC)」、「関東甲信越マーチングリーグ加盟大会(KKML)」として大きく飛躍し、「多くの市民と全国のウオーカーの参加を心から歓迎します」とうたっています。そのテーマは「自然と科学とが融合したつくば市を体いっぱい感じて歩こう！」です。

このような大会の趣旨が理解され、今大会(第8回)には、全国各地から泊りがけの参加者が昨年が増えて相当数増えました。北は北海道から、東北地方では、岩手、宮城、福島の震災被災地の各県から、さらに、新潟、富山、石川の北陸勢、西は、九州の熊本、佐賀、福岡を始め、中国・四国はもとより近畿・中部などの広い地域からかなりの参加者がありました。これら申込者の顔ぶれをみると、勿論、つくば市民を中心に茨城県民が相当数を占めていることは言うまでもありませんが、近隣の群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県などからも大勢お見えになっています。このように参加者は、昨年が増えて近県はもとより全国へと広がりました。

今年の大会は前述の通り、一昨年全国規模の大会となったことが浸透しつつあり、参加者が大幅に増えたことが実感されました。

参加者増の背景には、ツーデーの魅力もありますが、今年は、広報関係に相当力を入れたことも参加者増の結果につながったものと思います。その一つはJWAの機関紙「ウオーキングライフ誌」の事前告知と並行し、3・4月号のウオーキングライフ誌に折り込みチラシ13,000枚を封入したこと。

二つ目は本格的にHPからの申し込みにも力を入れたこと。三つ目は、県下の地方紙やミニコミ誌及び周辺市町村の広報誌に投稿し、参加を呼び掛けたことなどです。このように全国規模の開催へ向けて、参加者募集に相当力を注ぎました。

### 第8回つくば国際ウオーキング大会

つくば国際ウオーキング大会は、当初より全国規模の2日間開催のツーデーマーチを目指しスタートしたもので、主催の(一社)日本ウオーキング協会(JWA)と地元茨城県ウオーキング協会(IWA)、共催の茨城土地家屋調査士会及びつくば市が協力し、実行委員会を立ち上げ「主催・共催者」として実施してきました。

今年の実行委員会へは、茨城県ウオーキング協会の役員を軸に、茨城会の今瀬広報部長、つくば市の中村スポーツ振興課長が実行委員として参加し、組織的な活動を行いました。

加えて、先にも述べたように、つくば市が毎月第1日曜日を「つくばウオーキングの日」としたこと等により、さらに6月第1日曜日が国土地理院を中心とする「測量の日」関連イベントが開催されること等から国土地理院、「測量の日」



実行委員会がバックアップに加わり、大会をより一層盛り上げていただきました。

「後援」には、茨城県、つくば市教育委員会、厚生労働省、環境省、国土地理院、筑波大学、首都圏新都市鉄道(つくばエクスプレス)、茨城新聞社、朝日新聞水戸支局、「測量の日」実行委員会などが名を連ねています。

日本土地家屋調査士会連合会には、初回より「協賛」団体としてご参加、協力を頂いておりますが、その他、(株)ムーンスター、(株)電通、花王(株)、筑波銀行、首都圏新都市鉄道(つくばエクスプレス)や地元企業を中心にゼッケン、大会紙面広告などのご協賛を頂き開催にこぎつけております。

特別協賛としては、昨年に引き続き、地図の(株)ゼンリンが大会マップやノベルティーの提供などに多大なご尽力を頂きました。

また、その他「特別協力」として、地元のつくば市立吾妻中学校、北条のつくば市立筑波東中学校(中学生ボランティアの派遣、テントの提供、吹奏楽部の派遣等)の協力や地元商工会によるつくば農産品テントやパン工房の出店、ムーンスター及び大島スポーツによるウォーキンググッズテントの出店等のほか、さらに茨城県ウォーキング協会の女性部によるコーヒESHOPや手造り品コーナーも加わり大変にぎやかなものとなりました。

初日の出発式には、牛久かっぱ太鼓・出陣太鼓の勇ましい迫力ある演奏(つくば中央公園会場)やつくば市立筑波東中学校・吹奏楽部による激励演奏(筑波総合体育館会場)が行われました。その他、

国土地理院やJAXA 関連施設等の多大なご協力と併せ、地元との繋がりが、より緊密なものとなりました。

### －5月30日(金) せっかくウォーカー

せっかくご参加いただいた遠来のウォーカーに、よりウォーキングを楽しんでいただくために開いたもので、つくばから貸し切りバスを活用し現地へ向かい、日本の歩きたくなるみち500選の2つのコースにチャレンジしていただきました。

一つは、北茨城市「磯原から五浦へ 雨情・天心を偲ぶみち」(500選No08-04)で、二つ目のコースは、常陸太田市「黄門さまのふるさと常陸太田の歴史探訪のみち」(500選No08-06)です。

つくば中央公園を午前8時15分に出発し、夕方の5時過ぎに帰着しました。参加者は、スタッフを含め35名でした。弁当付きで十分茨城の初夏を楽しんだようです。

### －5月31日(土) 第1日目－

Aコースの30kmは「筑波山神社・むかし道コース」で、つくば市・北条の筑波総合体育館へ中央会場よりバスで移動・スタートし、筑波山神社を参拝し、山麓の北条の街並みを巡り、りんりんロードを通過して一路つくば中心地のつくば中央公園をゴールとするロングコースです。

しかし、今回は、一昨年の竜巻による甚大な被害による影響から、つくば市等地元の機関と調整の上、スタート地点を含めコースの一部変更を行いました。

Bコースは、つくば市・北条(A



コースと同じ)をスタートとする20kmコースで、名峰筑波山を遠望し、つくば学園都市へ戻るコースです。筑波総合体育館から平沢官衙跡を巡り北条の市街地に至るルートは徳川三代将軍家光も参詣したといわれる筑波山信仰の参詣道『つくば道』を含む素晴らしいコースです。

A、Bコース途中又は近くには、借景として筑波山を配した真言宗の古寺「普門寺」や奈良朝時代の郡役所跡が復元された「平沢官衙跡」などがあり、コース周辺の景観は、大変素晴らしいものです。A、Bコースの参加者からは、一様に「大変素晴らしいコースで良かった。また来たい」の声も頂きました。A、Bコースには、茨城県内、関東近県を中心に全国各地からのウォーカー約500名(昨年430名余、前年比70人増し)が参加し、新緑のつくば道を大いに楽しみました。

また、学園都市の市街地、公園巡りのコースは、それぞれCコース10km、Dコース7kmがつくば中央公園スタート、ゴールでさわやかな汗を流しました。参加人員は両コース合わせて252名(昨年とほぼ同数)でした。

開会式はC、Dコースを中心に9時からつくば中央公園(メイン会場)で行われました(A、Bコースはバスで筑波山コースへ移動するため先行スタートし、つくば北条



で出発式を行った)。大会会長(堀野正勝IWA会長)の主催者代表挨拶に引き続き、市原健一つくば市長(代理岡田久司副市長)並びに木村道夫茨城土地家屋調査士会副会長及び小川正関東甲信越マーチングリーグ会長(現埼玉県ウォーキング協会会長)の挨拶を頂きセレモニーがスタートしました。

開会式には、茨城会からは木村副会長のほか、関係者多数のご参加を頂きました。この場をお借りし、ご出席、ご協力に感謝いたします。

その後、セレモニーは、コース紹介と諸注意、準備体操(ストレッチ)等が行われ、最後に元気な地元つくば市立吾妻中学校の生徒さん4人による出発の「檄」で、各コースへとスタートしていきました。

今年は、初日、つくば中央公園のメイン会場での出発式では、隣町の牛久市より「牛久かっぱ太鼓・出陣太鼓」の激励演技が行われ、勇ましい出陣太鼓の演奏に送られ、また、筑波総合体育館での出発式では、つくば市立筑波東中学校・吹奏楽部による「激励演奏」に送られ、それぞれ元気にスタートしていきました。

### —6月1日(日) 第2日目—

二日目も、前日の暑さに増して、大変暑い一日となりました。役員は前日同様、早朝6時20分に

集合し、準備に取りかかり、7時30分受付開始、8時10分からのAJWC、KKML、茨城県マスターウォーカー賞の表彰関係セレモニーに備えました。8時20分には25 kmコースの出発式を行い8時40分スタート、9時から10 kmのコース及び5 kmコースの出発式を行い、9時30分から順次スタートしていきました。

この日は、地元吾妻中学校の女子中学生4名が出発の檄を行うとともに、多数の中学生がスタート時に整列し、拍手で参加者を送り、大会の雰囲気をも明るく和やかなものへと盛り上げるなど、大いに活躍してくれました。

また、つくば市の新イメージキャラクター「フクン船長」も応援に駆け付け、会場の参加者と写真に納まるなど大活躍、会場を盛り上げてくれました。

Eコースは、市街地(豊里)通り・万博記念公園コース(国土地理院、豊里交流センター、万博記念公園、大清水公園を巡る長距離・自由歩行)で25 kmです。Fコースは、市街地(東光台)通り・万博記念公園コース(国土地理院、東光台研究団地、万博記念公園、大清水公園を巡る中距離・自由歩行)で15 kmです。今年のエ、Fコースは、昨年のアンケート要望を受け、コースの改善を図り、万博記念公園内を十分堪能できるコース



へとより充実しました。

Gコースは、研究学園と公園巡りコース(国土地理院、研究学園、大清水公園を巡る中距離・自由歩行)で10 kmです。Hコースは、研究学園と公園巡りコース(かつらぎ公園、大清水公園を歩くショートコースで、親子、ご老人、ペアーゆったり組など・自由歩行)で5 kmです。それぞれ中央公園を順次スタートし、夕方16時までには、全参加者が無事ゴールしました。参加者は、10 km以上の3コース合計で、666名(昨年514名、30%増し)が、5 kmのHコースには家族連れを中心に69名(ほぼ昨年並み)が参加しました。

参加者はケヤキ並木のつくば公園通りの爽やかな緑陰歩道や科学万博を記念して作られた「万博記念公園」を心ゆくまで楽しんだようです。「楽しい大変素晴らしいウォーキング大会でした」「是非、継続して実施して欲しい」「自由にゆっくり観て歩け良かった」など多くの意見が寄せられ、総じて参加者からは「楽しかった」との印象が強かったことが分かりました。しかし、今年は熱中症が2日間で10名あまりの届け出があり、緊急対応に大きな課題を残しました。

### —「測量の日」記念行事で 盛り上がる—

平成元年に6月3日「測量の日」が

制定され、以後、全国各地で6月3日前後に、関連イベントが開かれています。つくば市に本院を持つ国土地理院では、毎年6月第一日曜日を軸に、国土地理院の「地図と測量の科学館」を中心に業務紹介と施設公開を6月3日「測量の日」のイベントとして行ってきました。

今回も、各種イベントが開かれましたが、本大会でも、この「測量の日」をバックアップし、「測量の日」記念ウオーク/全日本歩測大会(名人・達人戦)を合わせて開催することとしました。先にも述べましたように、一つは、25 km、15 km及び10 kmコースは国土地理院をコース内に含め、必ず「地図と測量の科学館」を見ていただくとか、関連イベント(歩測大会)に参加いただくなどのコース設定を行いました。

さらに、特別コースとしてIコース4 kmの「地図読み方教室」(「測量の日」記念ウオーク・団体歩行)を設けました。このコースは、国土地理院構内や周辺地域にある諸施設や植生などの地図記号を頼りに国土地理院OB2人のユニークな解説を交えながら歩く、2時間程度のファミリーコースです。

参加者は、親子連れを中心に、43名が参加し、地図記号の起源やいわれ、不思議などを勉強しながら、終始和やかな楽しいウオーキングが行われました。



### 一全日本歩測大会(名人・達人戦)の開催 全国で初の女性名人が誕生！一

また、本大会のもう一つの目玉として、測量やウオーキングの原点である「歩測」にチャレンジする「全日本歩測大会(名人・達人戦)」を開催いたしました。この歩測大会は、平成22年度から、JWA、伊能忠敬研究会、国土地理院(名誉会長：国土地理院長、審査委員長：大内惣之丞伊能ウオーク隊長)が、協議の上、つくば会場(毎年6月)と深川会場(毎年1月予定)の2か所を歩測大会会場に指定したのに伴い、つくば市の国土地理院が全日本歩測大会の会場として継続して開催されることとなったものです。

参加者は、午前・午後の各回合計で、142名が参加し、20人の達人(三コースの誤差が各±2%以下で合格)と1人の名人(三コースの誤差が各±0.5%以下で合格)が出ました。

今回の大きな特徴は、全国で初の女性名人が誕生したことでしょう。全体では7人目の名人となりますが、茨城県・水戸市の藤枝憲子さん(水戸歩く会会員)で、三コースとも、0.35%以内に入るといふ素晴らしい成績で女性名人第1号の快挙に輝きました。

御本人は「まぐれというのが本音」と謙遜していますが、十数年に及ぶウオーキングで美しい歩き方を培ったからこそその記録だと思えます。この偉業は、東京新聞、読売新聞、地元紙などに取り上げられ、藤枝さんは今や一躍時の人です。



### おわりに

第8回大会は、全国規模の2日間の大会(ツーデーウオーク)としての目標だった延べ参加者2,000人(2,039人)を突破し、無事終了することができました。

本大会は、今後、「いばらき元気ウオークの日及びつくばウオークの日」で、つくばの国土地理院を中心に「測量の日」記念イベントが計画される6月の第1日曜日を軸に継続的に開催することになります。

来年の第9回つくば国際ウオーキング大会は、JWA指定のオールジャパン大会に加え、関東甲信越マーチングリーグの24番目の指定大会(茨城県では古河の花桃ウオークに次ぐ2番目の大会)として、平成27年6月6日(土)、7日(日)に開催を予定していますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、今大会の開催にあたり、日本土地家屋調査士会連合会並びに茨城土地家屋調査士会(茨城会)の関係者の皆様には多大なご支援、ご協力を頂きました。改めて心より御礼を申し上げ、会報への締めとさせていただきます。

(第8回つくば国際ウオーキング大会会長)



## つくばウォーキング大会 熱闘歩測大会 茨城土地家屋調査士会 菊池 剛

平成26年5月31日(土)～6月1日(日)第8回つくば国際ウォーキング大会内で行われた歩測大会の運営スタッフのお手伝いをしてきました。聞いた話によれば、本歩測大会は全国で唯一残る公式な歩測大会だそうです。参加者は設定された3区間を歩測により距離を測り、実際の距離にいかほど迫れるかを競います。

歩測大会の案内に『伊能忠敬に思いを馳せて、名人・達人をめざす』とあるように、歩測といえば、まずまっさきに思い出されるのが伊能忠敬でしょう。現在のような測定機のない時代に限られた器具で創意工夫・臨機応変を重ねて17年、あのような素晴らしい『大日本沿海輿地全図(伊能図)』を完成させました。歩測大会の会場脇には、はるか数十億光年の彼方にある電波星(クエーサー)から放射される電波を受信するための30メートル級のアンテナがそびえており、VLBI(超長基線電波干渉法)に利用されるこのアンテナは、我々土地家屋調査士にも密接な『世界測地系』の維持に利用されています。もし、今この時代に伊

能忠敬が生きていたらどんな発想をして測量をするのだろうかと思測大会の準備をしながら、ふと考えてしまいました。

参加者は3区間の歩測競技を始める前に、まず100mが明示されたコースで自身の1歩の距離を確認します。ここでの練習は何度やってもかまいません。普段から1歩の距離を意識されて生活されているであろう方は1回の練習ですぐさま競技に入ります。一方、何度も練習するものの1歩の距離が定まらず、4回5回と練習されている方も見られました。

私は1区間のゴールのところで案内員のお手伝いさせていただきました。ゴールした方へ歩数の記録の書き方や次の区間のスタート場所の案内などをする役割です。競技が開始され続々と参加者が区間を測ってきます。視線こそ前を向いていますが、意識は完全に歩幅と歩数のカウントに向いているため、競技者同士で接触してしまうこともありました。各区間ごとのゴール付近では、『途中でぶつかって、歩数がわからなくなってしまった』とか『ゴールの場所がわかりづらくて歩数を間違えてしまった』や『歩行者に道を遮られて歩数がくるったのもう一度やらせてほしい』など渡されたルール

ブックでは判別しがたい問い合わせがされることもありましたが、そこはさすが土地家屋調査士、境界立会で鍛えられた意見調整力ですうまく取りまとめているようでした。

今回の大会には、午前の部、午後の部を合わせて142名の方に参加いただき、許容範囲内の測定のできた合格者は全体の14%となる21名でした。面積や距離を測ることを生業としている身として、やや天狗になりながら一度チャレンジしてみました。100mの歩測もままならないことがわかりました。便利な機械があることで専門家としての感覚が劣化していることは否めません。今後は高度な機械を使いこなせる力とともに感覚的な部分の研鑽もしていく必要があると感じました。最後になりますが、運営スタッフの皆様暑い日差しの中、本当にお疲れ様でした。



国土地理院にあるVLBI用アンテナ



各区間の歩数から距離を計算しているところ

# 会 長 レ ポ ー ト

## R E P O R T

6月16日  
~7月15日

### 6月

#### 16日、17日

##### 第71回定時総会議事運営等の事前打合せ

総務担当役員と明日に迫った第71回定時総会の事前打合せを行う。午後からは、連合会会長室で執務。

#### 17日、18日

##### 第71回定時総会

東京ドームホテルにおいて、日調連のすべての役員とともに定時総会に臨む。谷垣法務大臣が急遽公務のため出席が叶わず、奥野法務副大臣から法務大臣表彰状が授与された。受賞された皆様には、心からお祝いを申し上げるところである。

神戸三重会会長と赤塚秋田会会長に議長となつていただき、初日は、赤塚秋田会会長が議事を進行。その後の懇親会には、奥野法務副大臣はじめ政府からも、また与野党から数多くの議員の先生方がお見えになり祝辞をいただくことができた。更には、法務省民事局民事第二課長、国土交通省土地建設産業局地籍整備課長、他士業界の代表のみならず他、日頃から私たちの制度にご理解をいただいている方々にもお越しいただくとともに、全国の会長・代議員の方々、日調連役員とも意見交換や情報交換をいただき、ありがたいところである。

二日目は神戸三重会会長が議事を進行され、上程させていただいた議案はすべて承認いただくことができた。総会を通して執行部に対しての要望・意見を分析し、役員一同、今一度、期待と責任を感じなければいけない！！

#### 18日

公明党「土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会」総会 岡田・宮嶋両副会長、竹谷専務理事、中塚常任理事、横山全調政連会長、市川・加古両全調政連副会長とともに、公明党の議員の先生方に私たちの制度、予算要望、政策要望を説明させていただいた。各先生からは、とても具体的な質問をいただ

き、関心度の高さに感謝申し上げるところである。

#### 20日

##### 中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会

日調連の現状報告を含め挨拶させていただく。懇親会で久しぶりに長良川の鵜飼を観賞する。

#### 23日

##### 第1回研究テーマ「地籍管理に関する国際標準化」・第1回研究テーマ「諸外国の地籍制度の実態」合同会議

宮嶋副会長、小野研究所長、山谷研究所次長、戸田研究員、小木曾研究員、藤井研究員、山中研究員、月原研究員のメンバーで構成される研究所の会議に出席した。

来日されていた韓国国立木浦大学地籍学科教授、申順浩先生が、韓国の地籍再調査事業の現況と課題と題して、お話された。

申先生とは昨年、国際地籍学会予備会議で韓国に行った際、お会いしており、親しく挨拶させていただいた。日本における地籍の分野にも参考にするべき視点を教示いただいたところである。

##### 香川顧問のご遺族への弔問

日調連顧問の香川保一元最高裁判所判事が、去る6月13日にご逝去されていたとの報に触れ、竹谷専務理事とともに急遽、弔問に向う。

香川先生は土地家屋調査士制度に大変ご理解があり、永きに亘りご指導いただいた方である。

日調連の会長室にも先生に揮毫いただいた書がかかっているし、月刊「土地家屋調査士」創刊号の初頁に先生から激励文(本号に再掲載)を寄稿いただいている。新年の賀詞交換会には出席いただいていた…。謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

##### 日本国土調査測量協会 創立60周年記念式典

東京、九段のホテルグランドパレスにて開催された、日本国土調査測量協会の創立60周年記念式

典に参加し、藤井裕久会長にご挨拶させていただいた。また、来賓として出席されていた国土交通省・土地建設産業局長とも懇談させていただいた。

## 24日

### 一般財団法人日本ADR協会 評議員会

一般財団法人日本ADR協会評議員会に評議員として出席するため、東京日本橋茅場町の公益社団法人商事法務研究会に向かう。事業報告と決算報告。2014年度の事業計画と予算案を承認。日本ADR協会は、7月11日に、京都で「相談機関とADR機関の連携のあり方について」と題してシンポジウムを開催予定。

### 井上義久国政報告会

東京會館で開催された、公明党の井上義久幹事長からの国政報告会に参加。日頃のご厚情にお礼を申し上げる。

## 25日

### 登記基準点有識者協議会に参加

公共測量作業規程の変更に伴い、登記基準点作業規程の改正を要するために協議会に参加。宮嶋副会長、児玉業務部長、中田登記基準点評価委員長、黒田登記基準点評価副委員長、今瀬登記基準点評価委員出席。

## 26日

全国宅地建物取引業協会連合会 平成26年度総会  
岡田副会長とホテルニューオータニで開催された、全国宅地建物取引業協会連合会の総会に参加し、多くの役員さんに祝意をお伝えする。

### 山野目顧問との打合せ

岡田副会長が国土調査のあり方に関する検討小委員会の傍聴の場で山野目顧問とお会いし、急遽待ち合わせて、打ち合わせをさせていただく。話は、様々な分野におよび、今後も先生には、私たちの制度設計にご助言いただけるようお願い申し上げた。

## 27日

### 中国ブロック協議会第57回定例総会

宮嶋副会長とともに、羽田より松江へ向かい、中国ブロック総会に出席。連合会報告と総会祝辞にそれぞれ時間を頂き、お話をさせていただいた。懇親会のアトラクションで披露された「神楽」が素晴らしく、歴史を感じさせるものであった。

## 30日

### 谷垣禎一政経文化研究会セミナー

東京プリンスホテルにて開催された、谷垣禎一法務大臣政経文化研究会セミナーに出席。法曹界からも多くの方が参加されており、盛会であった。

## 7月

### 4日

### 中部ブロック協議会 平成26年度定時総会

福井市で開催された、中部ブロック総会に加賀谷副会長とともに出席。先の戸田昌浩会長の急逝により、加藤栄一会員が福井会会長に選任されており、当番会として議長を務められた。自分の出身ブロックということもあり、リラックスすることができた。

### 6日

### 関東ブロック協議会 第60回定例総会

さいたま市において開催された、関東ブロック総会に加賀谷副会長とともに出席。関東ブロックは、最大の会員を抱えているだけに活気に満ちている感じが伝わる。懇親会に埼玉選出の柴山昌彦議員が来られており、今後も変わらぬご尽力をお願いした。

### 7日

### 関東ブロック協議会 親睦ゴルフコンペ

関東ブロック協議会のゴルフ大会に参加。スコアは最低だったが、若い会員の皆さんからも多くのお話が聞けて、有意義な一日であった。

### 11日

### 近畿ブロック協議会 第58回定例協議会

滋賀県の天津プリンスホテルにおいて開催された、近畿ブロック協議会の定例協議会に出席。近畿ブロックでは、協議会の総会を土地家屋調査士近畿ブロック定例協議会と呼称されている。祝辞と連合会報告に分けて時間を頂き、20分程お話をさせていただく。

### 15日

### 正副会長打合せ

当初、7月10日の午後に開催を予定していた正副会長打合せ会であったが、台風8号接近を受けて延期した。第71回定時総会において提出された質問・要望等について整理と方向性を確認し、各懸案事項について集中的に協議した。

## 追悼

去る六月十三日、当連合会の顧問(元・最高裁判所判事)の香川保一先生(享年九十三歳)が永眠されました。

ここに、昭和三十一年十一月一日、本誌「土地家屋調査士」第一号第一頁、先生からの土地家屋調査士制度に対する激励の記事を改めて掲載し、哀悼の意を表します。

### 「法改正を想ふ」

法務省民事局 香川第三課長

土地家屋調査士制度は、昭和二十五年土地家屋調査士法の制定により創設されたものであるが、各方面の要望に応えて、今回同法の画期的改正がなされ、土地家屋調査士の資格の

一部を引き上げると同時に、従来任意設立であつた土地家屋調査士会及びその連合会を強制設立に改め、土地家屋調査士の業務を行うためには右の土地家屋調査士会の会員でなければならぬこととなつたのである。右の改正は、全国の土地家屋調査士会及び同連合会は勿論その会員各位の熱烈に要望されてきたことであるが、その所期するところは、もとより、土地家屋調査士業務の重要性に鑑み、土地家屋調査士の学識、技能及び品位の向上を図るの一念に出でたものであると拝察する次第である。果せる哉、国会方面においても、右の要望の意のあるところを採択し、土地家屋調査士の品位の向上及び業務の改善を熱望する国民の期待に依つて、今回土地家屋調査士法を改正されたのであろう。即ち土地家屋調査士法は、「他人の依頼を受けて、土地台帳又は家屋台帳の登録につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続」

をする業務を土地家屋調査士に独占的に行わしめるものであつて、その趣旨は、とりもなおさず「不動産登記の基礎である土地台帳及び家屋台帳の登録事項の正確さを確保」し、以て土地、建物に関する国民の権利の保護ないし取引の安全を図らんとするものである。およそ、国家が法律を以て、一定の業務を特定の人々に独占的になさしめているのは、その特定の人々の利益を保護するためでないことは勿論であつて、それは、その業務の重要性からその業務の適正迅速なる処理に堪え得る品位能力を備えた人々をして独占的に行わしめるのが、結局国民の利益になるものと考えらるからに外ならないのである。国民は、国が一定の選考手続により土地家屋調査士として認めた特定の人々に重要な土地建物の調査、測量ないし台帳申告手続を依頼すれば、必ずやその業務が適正迅速になされ、安心して然るべしとするのが土地家屋調査士制度

の趣旨である。しかし土地家屋調査士のうちには、かゝる趣旨を理解せず、自己の業務の重要性を認識せずして、その業務の適正、正確迅速を欠く者も必ずしも少しとしないようである。かゝる現状に鑑みて、土地家屋調査士会を中心として、土地家屋調査士の品位の向上はもとより、その業務の適正迅速なる処理に堪え得る学識技能を向上せしめんとするのが、今回の法改正の意図であらうと思われる。国民は、土地家屋調査士制度の現状に決して満足はしてない、寧ろその改善を図るべしとする声は熾烈である。こゝに想到して、土地家屋調査士会の会員相互がお互に和を図り、切磋琢磨し合つて、真に国民の期待する土地家屋調査士制度を樹立し、その育成発展のため努力されんことを念願して、筆を擱く次第である。

(ご冥福をお祈りします。)

第29回

# 写真コンクール 開催

日本土地家屋調査士会連合会財務部及び共済会では親睦事業の一環として、恒例の写真コンクールを開催し、全国からお寄せいただいた作品の中から、入賞・入選作品が第71回定時総会会場に展示され、総会に華を添えました。



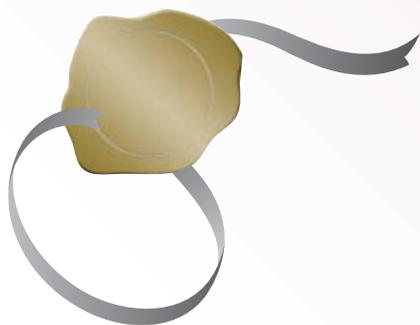
審査に当たられた公益社団法人 日本写真家協会名誉会員・木村恵一先生には、趣深い観点からの審査をもって、入賞作品それぞれに選評していただきました。

入賞・入選作品の一部は、本誌「土地家屋調査士」の表紙に採用させていただきます。皆様もぜひともコンクールに参加して、ご自身の写真で会報を飾っていただけるのはいかがでしょうか。



本紙面において、ご応募された全ての方々と、審査及び総評をいただきました木村先生に感謝申し上げますとともに、次回も多くの方からのご応募を心からお待ちしております。

〔財務部・日調連共済会〕



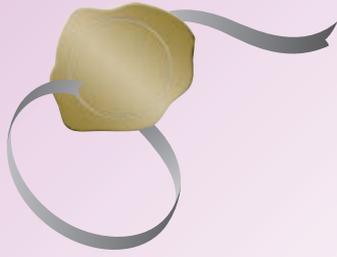
# 連合会長賞



## 「厳寒の挑戦」

君島 利夫(栃木会)

素晴らしい景観の氷瀑です。厳冬の日光、雲竜溪谷の氷瀑でアイスクライミングする姿を超広角レンズで壮大な氷の神殿とし表現しました。アックスという氷瀑用のアイスピッケルを使って登攀する人とサポートする人とは、緊張感いっぱいの姿として撮影されています。高さは100メートル近くあるようですからスリル満点の光景ですね。日本の冬の景観にもこんな壮大な氷瀑があることを初めて知りました。



## 金 賞 「赤い糸」

平野 肇(愛知会)

若い2人が新婚旅行に来たのでしょうか。風変わりな構築物に座り、赤い糸で結ばれた愛を確かめ合っています。知多半島三河湾に浮かぶ佐久島の海岸に置かれたこの構築物は、現代アートの造形作品で“おひるねハウス”という作品だそうです。観光客が思い思いのポーズで楽しんでいる中からこの2人を選んでフレーミングし、心から旅を楽しんでいる様子を、海をバックにしっかりとした構成で撮影しました。



## 銀 賞「支部旅行」

手塚 一雄(栃木会)

京都への支部旅行でとても上手なスナップ写真を撮りました。京都でも指折の美しい町並のひとつ八坂の塔を望む通りで運良く舞妓さんに出会え、思わず見とれてしまう瞬間を見事なカメラアングルで捉えました。でもちょっと残念なのは、2人の舞妓さんは本物ではなく今若い女性に人気の舞妓体験で街を散歩する2人なのですが、京都の街中のスナップ写真としてはとても楽しい写真になっています。



## 銀 賞「生長」

奥田 健治(岐阜会)

アスファルト塗装の隙間から生えてくる雑草はよく見かけますが、このように駐車場のアスファルトを持ち上げはねのけて生長する植物の姿はあまり見かけません。花の蕾の形から見るとクンシランのようですが、ド根性の様子を超ローアングルで見事に撮影しました。はねのけたアスファルト塊の姿までリアルに撮影し、植物の力強さを見せてくれました。



**銅賞「のどかな昼下がり」**  
井上 裕紀(群馬会)

思わず微笑みたくなるような写真です。庭の日影で、暇で退屈で思わずあくびが出てしまったような光景をととても上手なシャッターチャンスで捉えました。猫を画面の中心に置かず、あえて画面の隅に配置したことで、昼下がりの一ときの雰囲気より強く表現されています。



**銅賞「清音」**  
仁井 ひろみ(大阪会)

庭園の添景物として設置される蹲は、本来は茶室に入る前に手を清めるために置かれたものですが、どこかの日本庭園で撮影したのでしょうか。石臼方の手水鉢に落ちる水の音が静けさの中で聞こえてくるような光景です。空の反射を受けた水滴の波紋も美しく撮れています。



**銅賞「名前のとおり」**  
鈴木 敦(福島会)

まるで童話の世界に登場してくるような姿のキノコです。図鑑で調べるとタマゴタケという夏のキノコでした。食用キノコでヨーロッパでは好んで生で食べるとのことですが、卵の殻を破って出てくる姿が本当に卵から生まれてくるように見えます。ローアングルで接写し、ユニークな形をしっかりと撮影しました。



**入選**

立原 英二	茨城会	「浜辺」
袴田 安子	静岡会	「兄ちゃん僕も！」
大坪 昇	兵庫会	「春を告げるシジュウカラ」
濱田 眞行	三重会	「土佐湾の夕日」
長尾 達美	岐阜会	「ふっこ」
細川 正弘	福岡会	「筑前黒崎城趾にて」
山本 隆博	香川会	「大護摩の火渡り」
小川 龍明	高知会	「散策」

**佳作**

椎名 弘	神奈川会	「若布を刈る」
植山 武俊	千葉会	「手紙」
仁井 光治	大阪会	「整然待機」
尾崎 峻	奈良会	「朝もやに霞む浮見堂」
山田 耕造	和歌山会	「芽の輪くぐり」
蓮佛 朗	鳥取会	「冬休み」
大場 英彦	札幌会	「アンダマン海の落日」



**総評**

デジタルカメラの一眼レフが発売されて今年で14年目になります。長い歴史を持つフィルムカメラは残念ながらすっかり影が薄くなってしまいました。今回コンクールに応募された作品も、殆どがデジタルカメラで撮影されたものでしたが、年々経験を積み重ねてきているだけに作品の内容も全体に良くなってきております。来年のコンクールは30周年という記念すべき年に当たりますので、より多くの方々の作品を楽しみにお待ちしております。

# ADR 認定

# 土地家屋調査士になろう!

広報キャラクター  
「地識くん」



「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、土地家屋調査士が「民間紛争解決手続（以下「ADR」という。）」の代理関係業務を行うためには、高度な倫理観、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保」を講じることが代理権付与の条件となっています。その能力担保のための措置が、「土地家屋調査士特別研修」です。

日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士法第3条第2項第1号に定める研修として、これまで特別研修を9回実施してきました。その結果、多くの土地家屋調査士が特別研修を修了し、法務大臣の認定を受けてADR代理関係業務において、また、ADR手続実施者としても活躍しています。連合会といたしましては、複雑化、高度化する社会のニーズに対応できる土地家屋調査士であるために、引き続き特別研修を実施してまいります。

**1** ADR認定土地家屋調査士は、一般業務においても、将来の紛争予防を見据えた業務ができる土地家屋調査士として、社会的評価を受けています。

**2** 社会がますます高度化され、複雑化する中で、土地家屋調査士の通常業務である境界立会いなどにおいて必要となる民法や民事訴訟法等の基礎的な法律知識を習得できます。

**3** 45時間の集中研修で、法律知識のさらなるスキルアップが図れます。

**4** 資格者が、プロフェッショナルであることを自ら証明していかなければならない時代の中、ADR認定土地家屋調査士であることは、社会に対してPRする有効な手段となります。

**5** ADR代理関係業務の代理人としてのみならず、通常の業務にも求められる高度な倫理観の習得ができます。

**6** 共同受任する弁護士とのコラボレートに必要なスキルを磨きます。

私たち土地家屋調査士は、60年を超える制度の歴史の中で大きな転換点を迎えています。

その一つがADR代理関係業務です。この新しい領域に踏み込むことは、新たな土地家屋調査士像を構築し、これまでになかった業務の扉を開くことにもつながります。特別研修の受講は、時代に即応した土地家屋調査士へのアップグレードの絶好のチャンスです。皆様の積極的な受講をお願いします。

# 特別研修とは？



## 目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

## 受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

## 受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円になります。

※法務大臣の認定を受けることができない場合、再考査制度や再受講制度（受講料2～4万円）を適用し、新規受講時よりも安価に受検・受講が可能です。

## カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

### 1 基礎研修（17時間）：基礎的な視聴研修（DVD視聴）

第9回土地家屋調査士特別研修の講義は下記のとおりでした。

憲法：土井真一講師／京都大学大学院教授

ADR代理と専門家責任：馬橋隆紀講師／弁護士

民法：山野日章夫講師／早稲田大学大学院教授

所有権紛争と民事訴訟：鈴木秀彦講師／弁護士

民事訴訟法：山本和彦講師／一橋大学大学院教授

境界確定訴訟の実務：齊木敏文講師／横浜地方裁判所判事

### 2 グループ研修（15時間）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

### 3 集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

### 4 総合講義（3時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

### 5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

## 第10回特別研修の日程

1 基礎研修：平成27年2月6日（金）から8日（日）

2 グループ研修：平成27年2月9日（月）から3月12日（木）

3 集合研修：平成27年3月13日（金）、14日（土）

4 総合講義：平成27年3月15日（日）

5 考査：平成27年4月4日（土）



# 特別研修の受講体験者の声



## 福島会 石川征義会員（第6回特別研修受講・平成22年度）

私が受講を決めたのは、土地家屋調査士試験同期合格の仲間からの誘いでした。正直、また勉強するの？ 8万円もかかるしなぁ…という考えを持っていたので初めは重かったのですが、皆とともに楽しくやろう！と気持ちを切り替えたのです。

基礎研修は2011年2月11日から13日…そうです、翌月にはあの震災が発生、当然ながら3月19日から予定されていた集合研修は行われず、それが行われるかどうか未定という状況となったのです。勉強は中断を余儀なくされ、すっかり忘れかけた7月に行われました。

復興応援の“東北六魂祭”が仙台で初開催されたその日、集合研修会場の仙台市内は超混雑、2日間弁護士先生との有意義な研修を終え、さあ！集合反省会！…しかし行きたい界限は人だらけで皆が入れるお店がないとのこと、やっと見つけていただいた研修場所近所でようやく乾杯です。

その後も繁華街では場所の確保が困難だったので、近くの地元店へ行きましたが、土地家屋調査士同士、どの場所でも有意義な楽しい情報交換会？となるものですね。

ADRとはAlternative Dispute Resolutionの略ですよ、と黒板に。総合講義でのお話ですが、これを発音できますか？と講師の先生。“アルタ〜…”と言わせたかったようです。音楽のジャンルにAlternative（オルタナティブ）というのがあり、私が聴くのがこの方面のため、なんとかなりそうでしたが、恥ずかしくて発音はできませんでした。

ADR特別研修を受講して、苦手な民法やなじみのない民事訴訟法などの基礎知識を学べて有意義だったと感じており、受講して良かったと思っております。

## 愛知会 伊藤紘一郎会員（第8回特別研修受講・平成24年度）

非常に刺激がありました。新人研修の時期と重なった、タイトなスケジュールの中で、もう二度と参加したくはありませんが、仮に特別研修に参加しなかった今の自分を想像してみると、それこそ軽薄以外、言葉が見当たらず、結果、受けて良かったと正直思っています。

一番印象的だったのは、特別研修中盤に行われる弁護士との勉強会です。あの状況は、一方的な弁護士のフィールドで行われる弁護士VS土地家屋調査士のようなもので、見事にこちらの陣営にいる側が、一人ずつ玉砕するといった光景を、今でも鮮明に覚えております。

いわゆる探究心の相違。設問がある中で、回答をもってその勉強会に向かうわけですが、何分タイトなスケジュールという言い訳を武器に戦に出た私は、「なぜそう思うか。」「なぜその法律があるのか。」「なぜ甲ではなく、乙ではダメなのか。」「正直なところどう思うか。」という質問攻めに敗北を喫した瞬間、人として反省しました。

しかし、やられっぱなしはよくありません。有難いことに、その勉強会は一日ではありませんでした。掘り下げ、練り直し、弁護士からの質問全てに一喜一憂しながら、非常に貴重で濃密な時間を過ごすことができました。

最後には、懇親会も開催していただき、グループ勉強会で一緒になったメンバーだけでなく、特別研修参加者全員との交流を深めることができたことに加え、ご教授していただいた素晴らしい弁護士の先生に、感謝しています。

考査は、真面目に取り組んでいれば、何とかなります。今でも未修の方は、是非一度、時間を割いて、特別研修を受講されてみてはいかがでしょうか。

6月

17～18日

第71回定時総会

<議事>

第1号議案

(イ)平成25年度一般会計収入支出決算報告承認の件

(ロ)平成25年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)審議の件

第3号議案 平成26年度事業計画(案)審議の件

第4号議案

(イ)平成26年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

(ロ)平成26年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

23日

第1回研究テーマ「地籍管理に関する国際標準化」・第1回研究テーマ「諸外国の地籍制度の実態」合同会議

<議題>

1 平成26年度研究所研究テーマ「地籍管理に関する国際標準化についての研究」「諸外国の地籍制度の実態に関する研究」についての中間報告

2 特別講義「韓国の地籍再調査現況と課題」

3 日本の地籍制度の問題点の協議

24日

第2回2014シンポジウム実行委員会

<協議事項>

1 講演テーマ(案)について

2 寸劇について

3 パネルディスカッションについて

4 後援依頼について

5 境界紛争ゼロ宣言(案)について

6 今後のスケジュール等について

7 展示について

8 広報活動について

9 記録冊子について

10 録画について

25日

第1回特別研修運営委員会

<協議事項>

1 実施方針、実施計画、カリキュラムについて

2 受講者募集の周知と募集日程について

3 基礎研修DVDについて

4 教材作成委員会について

25～26日

第2回技術センター会議(認定登記基準点部門)<協議議題>

1 登記基準点作業規程の改正について

2 指導者育成研修について

3 登記基準点有識者協議会の事前打合せについて

4 筆界点観測におけるネットワーク型RTK測量の利用について

5 法務省との打合せについて

6 3級及び4級登記基準点(山口県周南市上押田地区)の申請について

26日

第1回特定認証局運営委員会

<協議事項>

1 登録局の要員

2 セコムパスポート for G-ID 認証サービスにおける電子証明書発行初日の発行者について

3 セコムトラストシステムズ(株)との契約について

4 利用申込書の同封書類について

5 利用申込書送付の外注について

6 運営要員の誓約書について

27日

第2回財務部会

<議題>

1 中長期的な財政計画の検討について

2 第30回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会の開催地について

3 土地家屋調査士国民年金基金への加入の促進について

4 各土地家屋調査士会の財政状況に応じた事業助成について

5 各種交付金及び各種繰出金等の執行について

6 団体定期保険について

7 立会人向けの傷害保険について

8 その他の保険について

7月

1～2日

第2回業務部会

<協議議題>

1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について

2 筆界特定制度に関する事項について

3 登記測量に関する事項について

4 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について

5 不動産登記規則第93条調査報告書の改定について

## 2日

制度の将来と研修体系を考える会議(第3回)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士制度の未来への方向性の指針、グランドデザインについて
- 2 土地家屋調査士研修体系の在り方について
- 3 協議成果のとりまとめについて

## 2～3日

第2回総務部会

<協議事項>

- 1 平成26年度総務部事業計画に基づく執行計画について
- 2 平成26年度第1回全国ブロック協議会会長会の運営等について
- 3 平成26年度第1回全国会長会議の運営等について
- 4 特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準への対応について
- 5 大規模災害対策におけるバックアップ本部との協定書等について
- 6 貸貸書庫の活用について
- 7 連合会における情報システム全般の管理等について
- 8 第71回定時総会において提案された要望等について
- 9 日本土地家屋調査士会連合会共済会規則の一部改正及び日本土地家屋調査士会連合会共済会団体定期保険規約の廃止について
- 10 日本土地家屋調査士会連合会共済会の保険関係書類についての日本土地家屋調査士会連合会文書取扱規程における取扱いについて
- 11 連合会諸規程集について
- 12 各士業の白書について
- 13 各種委員会委員等の選任について
- 14 「土地家屋調査士制度発祥の地」碑の移設について

## 3日

第1回研究所会議

<議題>

- 1 平成26年度の研究所運営及び研究方針について
- 2 地籍問題研究会と連携について

## 7日

第1回日調連筆界特定制度推進委員会

<協議議題>

- 1 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携
- 2 筆界特定制度に関する研修の実施
- 3 研修要領(モデル)の作成
- 4 筆界特定に関する情報の取りまとめ
- 5 筆界特定制度の改善へ向けた制度的措置、運用上改善の諸問題について

## 8～9日

第2回広報部会(全体会議)

<協議事項>

- 1 メディアを利用した広報活動について
- 2 『境界紛争ゼロ宣言!!』に係る看板設置について
- 3 受験者アンケートについて
- 4 「土地家屋調査士の受託業務Q&A」について
- 5 「事務所運営に必要な知識」について
- 6 会報取材について
- 7 9月号～1月号の掲載記事について

第2回研修部会

<協議事項>

- 1 専門職能継続学習の運用について
- 2 新人研修の実施・検討について
- 3 eラーニングの拡充・整備と運用について
- 4 研修ライブラリの運用・更新について
- 5 研修用教材の運用・更新について
- 6 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進について
- 7 ADR認定土地家屋調査士研修の検討と啓発について

## 9～10日

第3回社会事業部会

<協議議題>

- 1 公共嘱託登記の環境整備に関する事項について
- 2 地図の作成及び整備等に関する事項について
- 3 土地家屋調査士関連業務の拡大について

## 15日

正副会長打合せ

<協議事項>

- 1 第71回定時総会において提案された質問・要望等について
- 2 各種委員会委員等の選任について
- 3 平成26年度第1回全国ブロック協議会会長会の運営等について
- 4 平成26年度第1回全国会長会議の運営等について
- 5 特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準への対応について
- 6 大規模災害対策におけるバックアップ本部との協定書等について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会共済会規則の一部改正(案)及び日本土地家屋調査士会連合会共済会団体定期保険規約の廃止(案)について
- 8 第30回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会の開催地について
- 9 立会人向け傷害保険の導入について
- 10 第9回国際地籍シンポジウムへの派遣計画について

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 登録者は次のとおりです。

平成26年 6月 2日付			
東京	7842	川又麻希子	東京 7843 宮地 幸夫
東京	7844	浅沼 伸弘	神奈川県 2981 島村 正明
神奈川県	2982	川上 慎治	埼玉県 2558 吉田 直紀
千葉県	2148	石橋 卓也	茨城県 1437 高島 和宏
群馬	1028	河島 宏光	静岡県 1755 渡邊 由佳
長野	2584	竹田 元	長野 2585 上原 宏樹
大阪	3220	宮崎 慶	大阪 3221 安藤 貴史
大阪	3222	梶村 一太	京都 867 和田 央
兵庫	2441	山本 正人	兵庫 2442 権名 晃
愛知	2861	白井 俊光	島根 499 青木 利仁
福岡	2252	田尻 一幸	宮城 1016 千葉 匡宏
札幌	1180	水野 哲也	高知 665 太田 聡
愛媛	846	岡田 直人	
平成26年 6月10日付			
東京	7845	相馬 豪	千葉県 2149 阿部 誠一
群馬	1029	桜井 信雄	静岡 1756 下川 和也
岐阜	1255	北村 卓也	福岡 2253 前川 英司
福岡	2254	柳之内 雄	熊本 1189 牧野 泰幸
平成26年 6月20日付			
東京	7847	泉水 修司	新潟 2198 瀧沢 則夫
大阪	3223	菊地 孝志	鳥取 467 加納 友広
札幌	1181	花田幸太郎	旭川 297 遠矢 剛
旭川	298	佐藤 篤	

## 登録取消し者は次のとおりです。

平成25年12月 4日付	埼玉	1162	藪田 修
平成26年 1月21日付	千葉	1483	小林 道央
平成26年 4月20日付	東京	5360	紙本 道則
平成26年 4月24日付	岡山	1224	衣笠 孝夫
平成26年 4月26日付	福岡	1714	永田 哲哉
平成26年 5月 1日付	兵庫	1341	小林 謙三
平成26年 5月 3日付	福岡	1260	松本 輝夫
平成26年 5月 5日付	大分	684	小野 剛志
平成26年 5月 8日付	愛知	1768	堀 直憲
平成26年 5月15日付	長野	2165	上原順四郎
平成26年 6月 6日付	宮崎	562	吉年 弘文
平成26年 6月 2日付	愛知	1780	後藤二三夫
宮城	770	芳賀 猛	愛知 2764 小栗 隆宏
平成26年 6月10日付			
神奈川県	1497	松原 茂	埼玉 1504 白井 弦
埼玉	2345	山田 恒昭	長野 1840 三原三千雄
京都	378	足立 隆	沖縄 159 座間味 肇
宮城	910	小野寺克治	
平成26年 6月20日付			
埼玉	1903	引地 勝	大阪 1506 吉田 元久
京都	333	野村 義弘	京都 364 野村ていこ
京都	821	野村 和世	兵庫 2136 川岸 宣之
岐阜	798	石坂 隆夫	愛媛 820 中川 寿一

## ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成26年 6月10日付 宮崎 767 殿所 大幸



学童田

水上陽三

学童田 畝整然と根付きぬし  
振れ花ひねり忘れもあらむかと  
紫陽花や細胞診の結果待ち  
噴水の散華する音眠き昼  
愛するに謂れは要らぬ箒草

雑詠

水上陽三選

岐阜 堀越貞有

初なりの胡瓜細くて曲りをり  
さみだるる墨画のごとき山河かな  
時報告ぐ鐘の鳴るなる昼寝覚め  
敬老日記念写真に加はらず  
雪溪に力もらひて登り出す

東京 黒沢利久

樹間より薄暮の空へ梅雨の蝶  
伊達藩の末裔妻の夏衣  
檜落葉身の衰への確かなり  
梅雨晴間父の忌妻の鉄火巻  
父の忌の梅雨の晴間の夕明り

茨城 島田 操

緩みたる身に一喝や日雷  
田仕事の手順狂はずはただがみ  
源流に喉癒しけり夏の山  
色違ふ鞠が触れ合ふ七変化  
せせらぎの音も乗せ来る青田風

茨城 中原ひそむ

逝く春の雲の行方を見て飽かず  
ありありと母の夢見て明け易し  
明日と言ふ夢なき齢夕涼む  
雲の峰病んで気弱くなりし妻  
花鋏鳴らしてあやめ剪り惜しむ

東京 雅々女

梅雨晴れの道青臭き土臭し  
真つ白き貝の片割れ砂灼けて  
炎昼や見知らぬ草の凶太くて

今月の作品から

水上陽三選

堀越貞有

初なりの胡瓜細くて曲りをり

手塩に掛けて育てて来た胡瓜の初なりを  
もぎ取った感慨を表現したものと解する。胡  
瓜にしる茄子にしる初なりと言うものは得  
てして完全無欠な形とは言えない物が多いよ  
うである。未熟な木に結果するものとして当  
然なのかもしれない。しかし、育ててきた者  
としては愛着のある物で、初物は七十五日生  
き延びると言われるほど愛しいものである。

黒沢利久

梅雨晴間父の忌妻の鉄火巻

妻の巻いた鉄火巻を食しながら父の忌を  
修したのである。鉄火巻が好物だった父かも  
知れないし、鉄火という語韻が在りし日の父  
の気性を想像させる働きもあるようである。

色違ふ鞠が触れ合ふ七変化

島田 操

紫陽花は花期が長く、白・淡緑・碧・紫・  
淡紅と日を経るにしたがって花の色が変化  
する。ゆえに七変化と言われる。紫陽花は  
もと額を母品として作り出されたものでは  
あるが、最近の紫陽花事情は洋物が多くな  
ると同時に様々に改良され色彩は種々雑多  
である。したがって、上掲句のような情景が  
現れる。まさに現今の紫陽花事情と言うべ  
きであろう。

中原ひそむ

花鋏鳴らしてあやめ剪り惜しむ

手鋏をかちかち鳴らして、煎り惜しんで  
いる光景が思い浮かぶ。水郷に住む作者な  
らではの句と言える。

ところで、俳句を観賞する要件は、情景  
が見えるか、作者の心情に共感できるか、  
読んでみてリズムが良いか、一読してこの  
三点あたりを満足させる作品は俳句として  
成立していると考えるべきだろう。このこ  
とは俳句を詠む場合にも共通した心得と言  
うことができる。

雅々女

梅雨晴れの道青臭き土臭し

句の良否は別にして、俳句を詠もうとす  
る場合、視覚・聴覚・触覚・食覚ばかりで  
なく、臭覚も加えた五感をフルに働かせた  
い。

お知らせ

# 土地家屋調査士2015年オリジナルカレンダー

## 古地図で世界一周

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で15回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込のご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申し込みください。



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
	1本 486円	1本 648円	1本 648円
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申込締切	2014年8月30日(土)		
納品予定	2014年11月上旬		
仕 様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申し込み  
締め切り

2014年  
8月30日(土)

### お申し込みにあたって

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申し込みいただくことも可能です。  
A) 調査士シンボルマークのみ入り  
B) 調査士会名入り  
C) 調査士会名+個人事務所名入り  
ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2014年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。

- 送料 = 梱包1箱あたりの料金 × 梱包箱数
- 梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- 離島は別途。 ●消費税含む。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,080円	1,296円	1,620円

ご注文は ..... FAX:06-6346-0352

大毎広告株式会社 TEL 06-6456-3437 〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 カレンダー担当/小中賢彦・松本佐奈恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送り下さい。 FAX:06-6346-0352

### ■ご注文本数

A) シンボルマークのみ 1本 <b>486円</b> <input type="text"/> 本	B) 調査士会名入り(50本以上) 1本 <b>648円</b> <input type="text"/> 本	C) 調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 <b>648円</b> <input type="text"/> 本
---	--	---

※税込

### ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

2014年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は下欄にご記入ください。

### ■ネーム

肩書	(20字以内)	
事務所名	(15字以内)	TEL ( ) -
住所 〒		FAX ( ) -
E-mail		調査士会名

### ■以上の通り申し込みます。

月 日

お名前(または事務所名)

印

連絡先

TEL ( ) -

FAX ( ) -

カレンダーお届け先 〒

お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。

ネーム住所と同じ

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

お知らせ

## 日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う 電子証明書の発行等に関する重要なお案内

日本土地家屋調査士会連合会

平成18年に日調連特定認証局を構築して以来、連合会では多くの会員にご理解とご協力をいただき、国が進めているオンライン登記申請の促進に協力して、平成26年6月末日までに累計25,051枚の電子証明書を発行しております。これまで、現認証局の運営には多額の費用を要し、連合会の財政にとって大きな負担となっている状況において、平成23年11月に、土地家屋調査士法施行規則が改正され、連合会が提供する情報に基づき、他の認定認証事業者が土地家屋調査士であることを証明する電子証明書を発行することが可能になったことから、平成25年6月18日、19日に開催した第70回定時総会において、現認証局が行っている業務を、経費の節減が見込める「電子署名及び認証業務に関する法律」上の認定を受けた民間の認定認証事業者(以下「新認証局」という。)に委託したいとする議案を上程し、可決承認されたところです。

それを受けて、連合会では、委託先となる新認証局の選定や電子証明書の配付方法について検討を続け、その結果、セコムトラストシステムズ株式会社が運営する「セコムパスポート for G-ID」の認証サービスを選ぶこととし、土地家屋調査士であることを証明するファイル形式の電子証明書の発行等の業務を委託することといたしました。

詳細につきましては、順次確定次第、ご案内をいたしますので、円滑な移行のために、会員

の皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 1 現認証局で発行した電子証明書の失効時期

現認証局については、2015年(平成27年)3月中旬を目処に閉局したいと考えており、そのため、2015年(平成27年)2月下旬までに、現認証局で発行した有効な電子証明書のすべてを失効させる予定としております。

なお、保有する電子証明書の有効期限の途中で利用ができなくなる会員に対しまして、現認証局が発行した電子証明書の利用ができなくなる期間に応じて、新認証局で発行する最初の電子証明書の発行負担金を、その期間に応じて割引をします。

### 2 新認証局が発行する電子証明書の申込み

申込みの窓口は、現認証局と同じく、連合会となります。

連合会では、現認証局が発行した有効な電子証明書を保有している会員に対しまして、新認証局から電子証明書を発行するための申込書を送付します。申込書の送付開始は2014年(平成26年)8月下旬からになる見込みです。

新認証局における電子証明書の発行は、2014年(平成26年)10月中旬からを予定しており、新

---

認証局から電子証明書の発行が開始された後は、現認証局からの電子証明書の発行は行いません。

新認証局からの電子証明書の発行のタイミングは、現認証局が発行した電子証明書の有効期限によって次の3つのグループに分かれますが、どのグループであっても、なるべく早期に新認証局から発行される電子証明書の利用申込みをいただきますようお願いいたします。

#### Aグループ 電子証明書有効期限：

2014年10月中旬～11月中旬

優先して新認証局から電子証明書を発行しますが、発行開始直後は、発行事務が集中することも予想され、新認証局における電子証明書の発行が遅れた場合には、電子証明書の利用ができない期間が生じるおそれもあります。

現認証局では、有効期限の3か月前を目処に新しい電子証明書を発行するための利用申込書を送付することとしております。電子証明書の利用できない期間を確実になくしておきたいと考えられる会員におかれましては、新認証局から発行する電子証明書の申込みだけでなく、利用できる期間は僅かなものとはなりますが、現認証局からの電子証明書の発行請求の手続も併せてお願いいたします。

#### Bグループ 電子証明書有効期限：

現在～2014年10月中旬

現在利用している電子証明書の有効期限日の翌日から、新認証局において発行した電子証明書を確実に入手できるようになると想定される同年11月中旬までの間、電子証明書の利用ができ

なくても影響ないという会員におかれましては、現認証局の電子証明書の発行の申込みを行わず、新認証局から発行する電子証明書のみにお申込みいただきますようお願いいたします。

なお、電子証明書の利用ができない期間をなくしたいとする会員におかれましては、新認証局が発行する電子証明書の申込みだけでなく、利用できる期間は僅かなものとはなりますが、現認証局が発行する電子証明書の発行請求も、併せて手続きいただきますようお願いいたします。

#### Cグループ 電子証明書有効期限：

2014年11月中旬以降又は新規

2015年(平成27年)2月下旬までに、現認証局で発行した有効な電子証明書をすべて失効する手続を行う予定であり、それまでに新認証局からの電子証明書を発行できるよう早期に利用申込みいただきますようお願いいたします。

### 3 電子証明書の発行方式

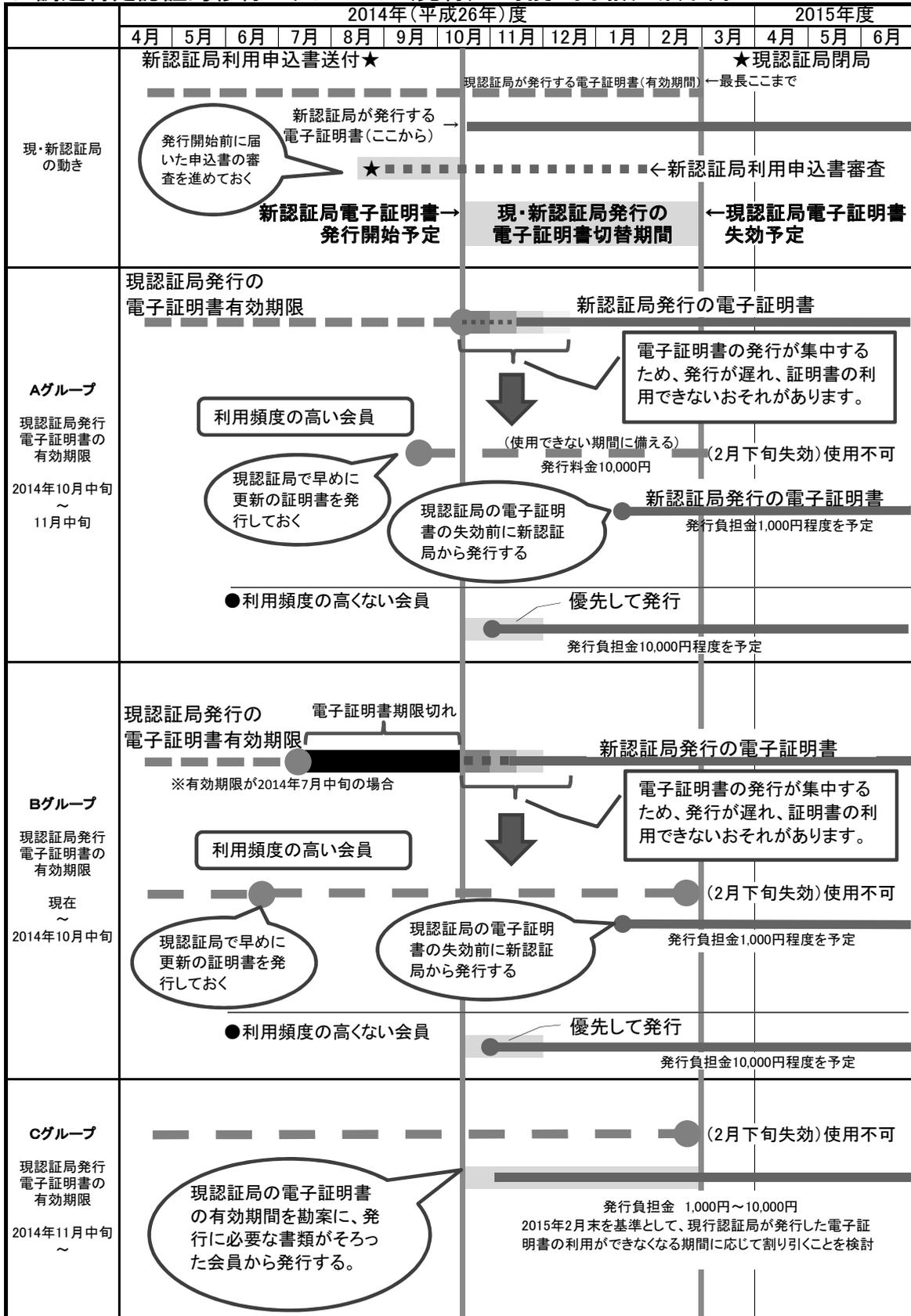
指定されたサイトから、ファイル形式の電子証明書をダウンロードする方式とする予定であります。

現行のICカードに換えて、ファイルを参照するというだけで、それ以外の使い方は、これまでと変わることはありません。

なお、ダウンロードは1回限りとなります。ダウンロードの方法や使い方に関して、ヘルプデスクを開設する予定でありますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

詳細は追ってお知らせします。

日調連特定認証局移行スケジュール(発行) ※変更になる場合があります。



# 国民年金基金事務局をご紹介します



上段 職員／岩崎 事務長／河村 職員／加賀美  
下段 監事／水上 理事長／海野 常務／中原

国民年金基金事務局が在るのは、東京都文京区音羽のシティ音羽の2階(旧日調連音羽会館)です。交通機関は、東京メトロ有楽町線の護国寺駅です。有楽町線は、江東区の新木場駅から永田町駅を經由し、池袋駅の先、小竹向原駅からは西武池袋線方面と東武東上線方面に乗り入れていて、東京の山手線を縦断している利用客の多い路線です。

護国寺駅を降りるとすぐに、五代將軍徳川綱吉が、生母桂昌院の願いにより創建された真言宗豊山派の大本山“護国寺”があります。

駅周辺には、日本有数の出版社の講談社、光文社があり、また、文教地区であるこの一帯には、筑波大学付属、お茶の水女子大学付属、日本女子大学そして学習院などの名門校が揃っています。そういえば何となく、道行く人達がお上品な感じがします。

さて、国民年金基金事務局は現在、常務理事、事

務長、職員2名で日常業務を運営しています。お客さまのお問合せに、親切、丁寧にお答えするのは、業務担当入社9年目のベテラン、岩崎美香です。経理、総務担当は入社2年目の加賀美裕子、そして事務長の河村かおると前代議員から常務理事に任命され3年目を迎えました中原照泰です。

平成3年に開設されました土地家屋調査士国民年金基金も、今年の7月で24年目に入ります。国民年金基金が土地家屋調査士の会員の皆様の“老後の安心”の一助となりますよう、事務局も更に身を引き締めて取り組んでまいります。

会員、配偶者、補助者のための福利厚生策の一環として、会員業務研修会、新人研修会などに積極的に出向き、基金の説明をさせていただきますので、どうぞお気軽にお声掛けください。

## 土地家屋調査士国民年金基金では、現在2つのキャンペーンを実施中

その1

新規ご加入された方には、“東京ディズニーリゾートパークチケット”が抽選で毎月2組の方に当たります。

その2

増口の申し込みをされた方には、“キャッシュバック”がございます。

**この機会に是非、ご加入、増口をご検討ください！！**

キャンペーン  
その1

今、土地家屋調査士  
国民年金基金に加入すると

東京ディズニーリゾート  
パークチケット(ペア)を  
プレゼント!!

抽選で  
毎月2組  
4名様に

チャンスはこの期間だけ! 2014 6/1 ~ 10/31 (必着)

■ 賞品

東京ディズニーリゾート® パーク1デーチケット(ペア) 毎月2組4名様計10組20名様  
♪東京ディズニーランド®、東京ディズニーシー®のどちらかのパークを1日楽しめるチケットです。

■ 応募対象者

- ① 期間中に新規に国民年金基金にご加入頂き、初回掛金納付の確認が出来た方
  - ② 加入勧奨キャンペーンの利用が無い方
- 上記2つの条件を満たしている方は、自動的に応募の対象となります。

# 増口キャッシュバック キャンペーン

キャンペーン  
その2

## キャッシュバックキャンペーンについて

土地家屋調査士国民年金基金では、平成26年4月1日～平成27年3月31日  
まで、増口キャンペーンを実施中です。

現在当基金にご加入の方で、平成27年3月末までに増口をされた場合

- 5千円以上1万円未満の増口の場合 3,000円
- 1万円以上2万円未満の増口の場合 5,000円
- 2万円以上の増口の場合 7,000円

上記の賞品をプレゼント!!

(※1年間に複数回増口頂いた場合でも、キャンペーンはお一人様初回の1回限り有効です)

- 賞品は増口された掛金の納入確認後、掛金引落口座にお振込み致します。

(振込予定日：増口申出月の2か月後の末日)

お問合せ先：0120-145-040

## 山口会

### 「平成25年度第2回周南支部 研修会の報告」

広報協力委員 林 洋子



『会報やまぐち』第116号

平成26年1月30日(木)午後1時30分より、山口地方法務局周南支局3階において、参加者は会員16名、補助者3名により行われました。

研修内容は、「IT技術活用」をテーマに福井コンピュータ株式会社 山口オフィス福田義丈様をお迎えして、講演をお願いしました。

現在の課題として、

1. 協業による共通フォーマットでのデータ交換の統一(公嘱、協業でのフォーマットの統一)  
今後の図面交換フォーマットはSXF (SFC) が主流になる。最

新のバージョンでは用紙、原点、縮尺の情報を持ち、カラーラスタを複数枚貼り付けてデータ交換ができる。

2. 膨大になる写真データの管理(写真管理ソフトの活用、サーバー活用)

写真管理ソフトを利用することで、写真を軽いデータで扱える、記載事項がフォルダ名と連動する、後日確認する時にすぐ見つけることができる。

3. XPサポート終了によるインターネット接続(Win7, 8への

切り替え)

4. 新しい技術の活用による立会業務の効率(タブレットの活用、グーグルの活用)

タブレットPCの魅力として、起動時間が短い、時間・場所・端末等を選ばずに、何時でも何処でも瞬時に利用可能、仕事・プライベートを問わずにタブレット1つで色々なアプリを利用、クラウドサービス(ストレージ)を使ってコンピュータとデータの共有ができる。

以上の主題について、できるだけ解りやすい言葉を選んでお話しいただきました。

続いて、株式会社トプコンソキアの方に、2対回観測や杭打ち等の実演を見せていただきました。

モータードライブの動きはまるでロボットの様な動きで、驚きでした。

実に有意義な勉強会になりました。各メーカーの方々のご協力にお礼申し上げます。

## 土地家屋調査士新人研修開催公告

平成26年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

### 関東ブロック協議会

記

開催日時	平成26年9月20日(土)午後12時30分 開始
	平成26年9月21日(日)終日
	平成26年9月22日(月)午後3時 終了(予定)
開催場所	東京都千代田区一ツ橋2-6-2 「一般財団法人 日本教育会館 第一会議室」
	電話 03-3230-2831
受講対象者	受講対象会員へは、各土地家屋調査士会から通知済です。

「人生を豊かにする彩り」vol.13

「あなたのアースカラーは？」と、問われたら、何色と答えられますか。

今回は、【茶色(ブラウン)】について。

一見地味ではありますが、人間の一番身近にある色です。大地や樹木の幹の色に代表されるように安定感があり、生物すべてのよりどころ、基盤となる色だといえます。何気なく街を歩いても、安心感を与えているのは茶系の色で、住宅やビルでもよく使われていることに気付くでしょう。他の色の引立て役に使われることも多いようですが、埋もれない強さを持っており全体を調和させてくれます。

【茶色】を好む人には、安定志向の方が多く、物事を真正面にとらえ本質をしっかり見極めながら、確実に進んで行くこうと考える傾向にあるようです。対人関係では、人から信頼され、頼りにされることが多く、しかし責任感の強さゆえ、そのことがプレッシャーになることもありますので、少し力を抜いてみることも必要でしょう。

「地に足をつける」という言葉がありますが、これは「大地に根を張る」と同義で、責任感や忍耐力をつけたいときにはブラウンはその効果を発揮してくれます。重要な事柄など慎重に物事を運ばせたいときには、【茶色】の効果

を利用してみてください。木目調の万年筆やペンで思考していることを文字にすれば、落ち着いた、堅実な判断ができるのではないのでしょうか。

疲れが溜まったとき、ゆっくり身体を休めたいと思ったら、ベッドカバーや枕カバーを茶系のものにしてもその効果が期待できそうです。【茶色】は他の色を包容する懐の大きな色でもありますので、きっと疲れた体を抱擁し、癒してくれるでしょう。

そうそう、十円玉も五円玉もブラウンです。身近に【茶色】がなく、でも効果が欲しい時には、お財布からこっそり取り出して握りしめてみてもいいかもしれませんね。因みに、金運を上げる色としては【黄色(ゴールド)】が有名ですが、【茶色】も豊かさを象徴すると言われています。ブラウンとゴールドの組み合わせの長財布を持つと、金運を上げる効果も発揮してくれるといわれています。

さて私、春先買ったライトブラウンの靴が、若すぎるかと履かずのままになっていました。明日から下ろして履いて行きましょう。

(色彩効果については、友人であるカラーセラピスト上野氏にご助言をいただきました。)

広報部次長 金子正俊(大阪)

## 土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会<sup>®</sup>

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



# 日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

**Q1.** 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局  
(以下「日調連特定認証局」)が発行する電子  
証明書をなぜ取得する必要があるの？

**Q2.** どうすれば電子証明書を取得できるの？

日調連特定認証局が発行する  
電子証明書は、ネット等の世界において  
「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、  
オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作  
成したデータ(一部署名できな  
いものもあります)  
に署名する場合等  
に使うんだ。

ハカル君

次のページから「電子証明  
書の取得方法」、「オンライン登記申  
請の準備方法」及び「電子証明書の再発  
行方法」など様々な手続の説  
明をしているので、よく  
読んで申し込んでね。

トウコさん

電子証明書を全会員が所  
持することは、オンライン申請  
に対応できる組織としての能力が  
あることを宣言する第一歩だよ！



モグ

## 【不動産登記法が要求している3本柱】

不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけてい  
るといえます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

### ☆ご注意事項☆

平成22年3月31日までに発行された電子証明書は、事務所所在地に変更がある場合、失効されます。事務所所在地の変更は、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等についても対象となります。利用者からの失効申請書が提出されない場合、土地家屋調査士名簿が変更され次第、電子証明書を失効します。業務に支障が出る場合もありますので、事務所所在地に変更が生じる場合、ご注意くださいようお願いいたします。

## 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書利用申込書の配付について

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書配付希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて联合会あてお申し出ください。

- 所属会名    ○ 所属支部名    ○ 登録番号(半角)    ○ 氏名  
○ 事務所所在地(郵便番号も記入)    ○ Mail (半角)    ○ Tel (半角)    ○ Fax (半角)

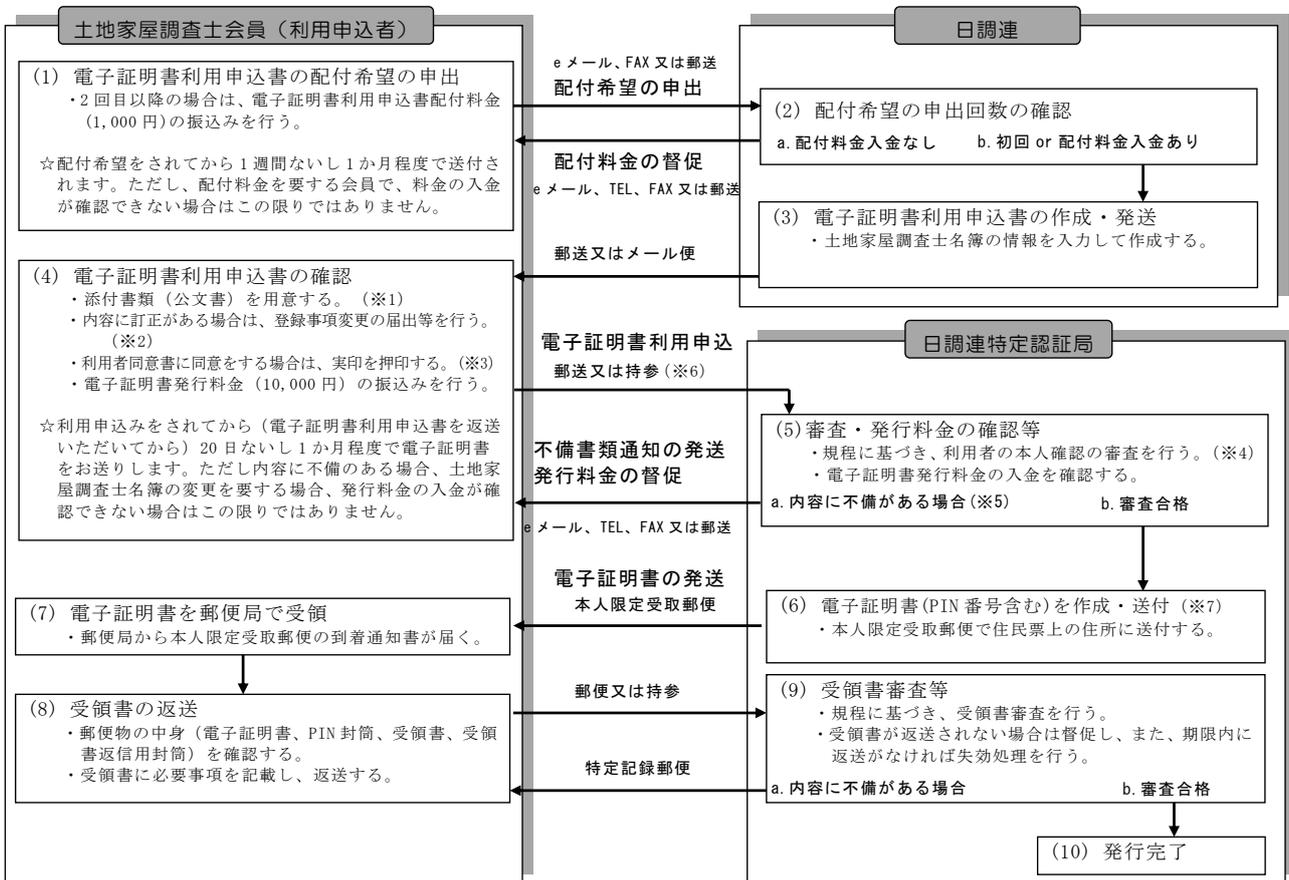
なお、市町村合併等により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、同事項変更完了後に利用申込書の発送となりますのでご了承ください。

電子証明書利用申込書の配布については、以下のとおりとなっております。

初回配付(電子証明書の初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配付)：無償

2回目以降の配付(上記初回配付申込書の紛失毀損等による再配付)：有償(1,000円)

### 電子証明書を取得するまでの流れ



- (※1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。  
(※2) 日調連特定認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所を実印を押印して日調連特定認証局に送付してください。  
(※3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。  
(※4) 規程に基づいて審査を行っております。審査不合格の場合、又は発行料金の入金が確認できない場合、電子証明書発行までに時間がかかる場合がございます。  
特に、土地家屋調査士名簿の登録事項変更の手続が行われていない場合、土地家屋調査士名簿の登録事項変更後の審査となりますことをご了承願います。  
(※5) 日調連特定認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。  
(※6) 土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、土地家屋調査士会員のご負担となります。  
(※7) 電子証明書は、本人限定受取郵便で送付します。利用申込者(土地家屋調査士会員)の住民票上の住所に本人限定受取郵便の到着通知書が送付されます。郵便局において、必ずご本人が受領してください。  
(※8) 申込が混みあっている場合は通常よりお時間をいただく場合がございます。予めご了承ください。

## 電子証明書の同封物について

電子証明書が同封されている封筒は、図①～⑤のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

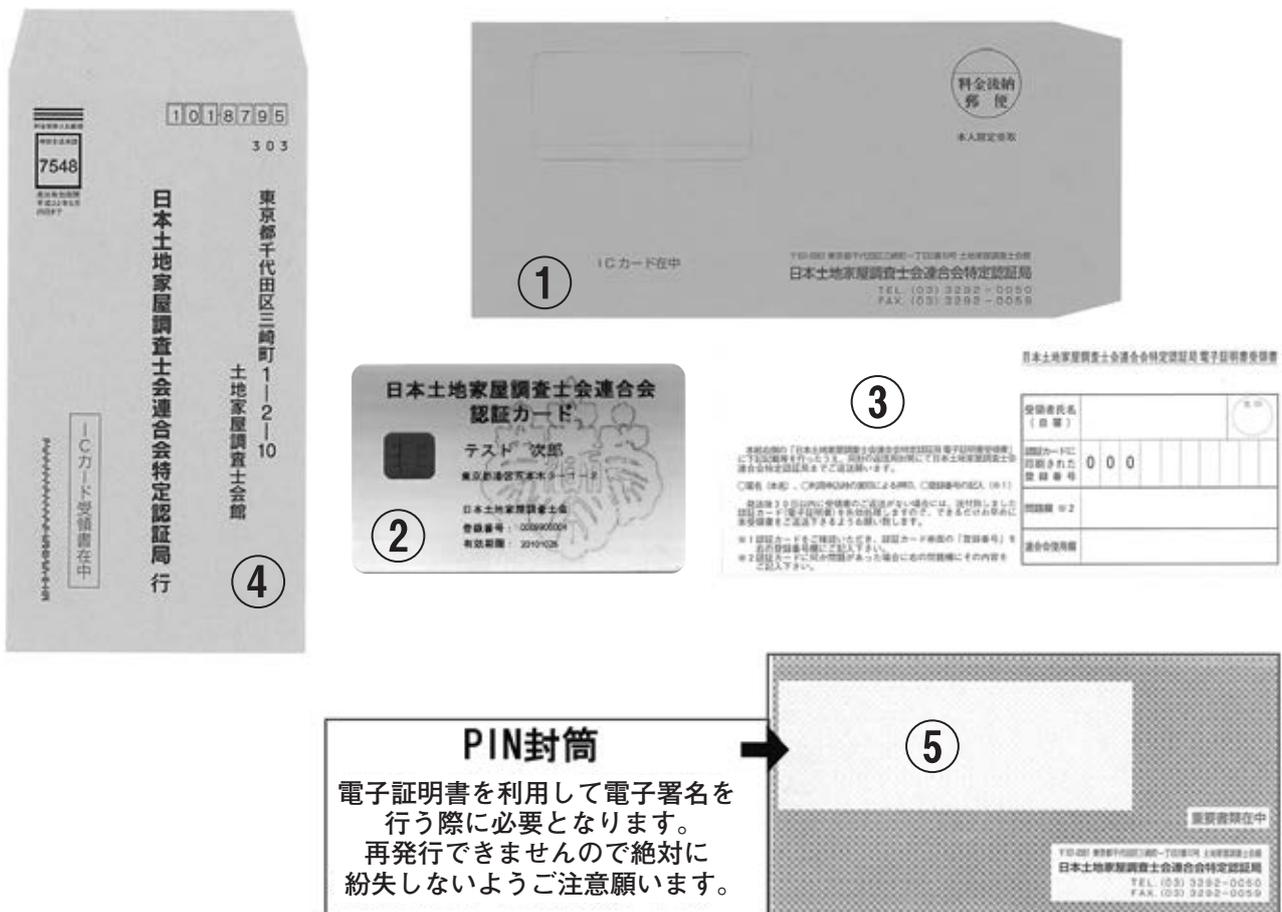
- ① 下記②～⑤が入っている封筒
- ② ICカード(電子証明書)
- ③ 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連特定認証局あて送付願います。

- ④ 受領書返信用封筒
- ⑤ PIN封筒

電子証明書のPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードは署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連特定認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力すると電子証明書が使えなくなりますのでご注意ください。**

(この場合、当該電子証明書を失効し、新規に電子証明書を発行する手続が必要となります。)



**PIN封筒**  
 電子証明書を利用して電子署名を行う際に必要となります。再発行できませんので絶対に紛失しないようご注意ください。

### 【受領書について】

電子証明書受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連特定認証局へ送付してください。電子証明書が発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、電子証明書は失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連特定認証局(電話：03-3292-0050)あてに、ご連絡ください。

#### <受領書記載要領>

- ・ 自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・ 印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ 電子証明書の券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

## オンライン登記申請を実施するまでの準備について

電子証明書を利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業等をお願いします。

### (1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省登記・供託オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ (<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>) のオンライン申請ご利用上の注意を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

### (2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ (<http://www.chosashi.or.jp/repository/authentication/iccard.html>) を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

### (3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

法務省「登記・供託オンライン申請システム」ホームページ (<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>) 及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>) から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

## 電子証明書の発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月から電子証明書の発行を開始し、平成26年6月末日現在で累計25,051枚の電子証明書を全国の会員へ発行しているところであります。

電子証明書の発行については、下記「発行に係る費用及び支払い方法について」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしく申し上げます。

### 発行に係る費用及び支払い方法について

#### 1 振込金額(証明書1枚当たり)

10,000円(税込)

※振込手数料は利用申込者のご負担でお願いします。

※市町村合併等による失効後の発行につきましては、この限りではありません。

#### 2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁+氏名  
(例:東京会の1番「調査士華子」の場合、0100001「調査士華子」)  
なお、会番号は、「会番号一覧表」を参照

#### 3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

※インターネットバンキングでお振込の場合は、確認画面を印刷したもので差し支えありません。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		